

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	2021年3月31日
【事業年度】	第35期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	株式会社ビーイングホールディングス
【英訳名】	BEING HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 喜多 甚一
【本店の所在の場所】	石川県金沢市専光寺町レ3番地18
【電話番号】	076-268-1110（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼総務部・経営管理部管掌経営管理部長 松木 正康
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市専光寺町レ3番地18
【電話番号】	076-268-1110（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼総務部・経営管理部管掌経営管理部長 松木 正康
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第33期	第34期	第35期
決算年月		2018年12月	2019年12月	2020年12月
営業収益	(百万円)	13,769	16,219	18,390
経常利益	(百万円)	331	552	795
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	115	409	470
包括利益	(百万円)	154	432	528
純資産額	(百万円)	1,568	1,967	3,512
総資産額	(百万円)	11,014	11,392	13,601
1株当たり純資産額	(円)	336.08	413.05	595.02
1株当たり当期純利益	(円)	27.08	91.76	103.04
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	-	102.75
自己資本比率	(%)	13.4	16.3	24.8
自己資本利益率	(%)	8.1	24.5	17.9
株価収益率	(倍)	-	-	14.70
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	703	1,222	1,074
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	941	301	65
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	295	766	732
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	2,383	2,538	4,279
従業員数	(人)	756	804	874
(外、平均臨時雇用者数)		(698)	(897)	(993)

(注) 1. 当社は第33期より連結財務諸表を作成しております。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、2019年7月12日付で普通株式1株につき2,500株の割合で株式分割を行っておりますが、第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 第33期及び第34期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

5. 第33期及び第34期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員(グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

7. 第33期以降の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

8. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第34期の期首から適用しており、第33期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
営業収益 (百万円)	1,118	1,170	1,297	1,402	1,490
経常利益 (百万円)	339	325	283	291	417
当期純利益又は当期純損失 (百万円)	125	271	128	240	357
資本金 (百万円)	80	80	91	102	639
発行済株式総数 (株)	1,706	1,706	1,756	4,515,000	5,675,000
純資産額 (百万円)	67	341	451	672	2,063
総資産額 (百万円)	4,547	6,317	6,565	6,747	8,051
1株当たり純資産額 (円)	39,548.90	199,902.46	102.95	148.95	363.62
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	25,000 (-)	25,000 (-)	10 (-)	20 (-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	78,509.71	159,167.42	30.04	53.94	78.18
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	77.97
自己資本比率 (%)	1.5	5.4	6.9	10.0	25.6
自己資本利益率 (%)	-	132.9	32.3	42.8	26.1
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	19.37
配当性向 (%)	-	15.7	33.3	18.5	25.5
従業員数 (人)	24	26	32	34	36
株主総利回り (比較指標：-) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	1,945
最低株価 (円)	-	-	-	-	1,168

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2019年7月12日付で普通株式1株につき2,500株の割合で株式分割を行っておりますが、第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 第31期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第32期、第33期及び第34期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 第31期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第31期から第34期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 第31期の配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であります。

8. 第33期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。なお、第31期及び第32期については、「会社計算規則」（2006年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。
9. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第34期の期首から適用しており、第33期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。
10. 2020年12月15日付をもって東京証券取引所市場第二部に株式を上場いたしましたので、第31期から第35期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
11. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
なお、2020年12月15日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

2【沿革】

年 月	概 要
1986年 9月	鶏肉の卸売配送を目的として、石川県金沢市に河内物流有限会社（資本金1百万円）を設立
1989年 4月	北食物流有限会社に商号変更し、福井県坂井郡（現坂井市）に本社を移転
1991年 3月	石川県金沢市に本社を移転
1994年10月	石川県金沢市に駅西営業所を開設
1995年 3月	福井県坂井郡（現坂井市）に福井営業所を開設
1996年 8月	富山県射水郡（現射水市）に富山営業所を開設
1997年 3月	食品物流センター運営を目的として、石川県金沢市に有限会社ドライを設立
1997年 4月	石川県金沢市専光寺町に本社を移転
1997年 6月	物流事業に対する各種保険の付保を目的として、有限会社ペプロを設立
2000年 4月	株式会社アクティーに商号及び組織変更 輸送事業の拡大を目的として、有限会社トランスライナーの全株式を取得し、有限会社福井アクティーに商号変更
2000年 9月	食品物流センター運営を目的として、石川県松任市（現白山市）に有限会社ブロードラインを設立
2002年 2月	日用雑貨物流センター運営を目的として、石川県松任市（現白山市）に有限会社コラビスを設立
2005年 1月	日用雑貨物流センター運営を目的として、愛知県春日井市に有限会社コラビス東海（当社グループ出資比率100%）を設立
2005年 2月	北陸の拠点物流センター設立を目的として、石川県金沢市に本社・SCMセンターを開設
2005年 3月	有限会社ブロードラインの商号を有限会社富山アクティーに変更
2005年 8月	チルド物流センター運営を目的として、株式会社丸協物流の全株式を取得し子会社化
2007年 7月	日用雑貨物流センター運営を目的として、大阪府堺市西区に有限会社コラビス東海 堺営業所を開設
2007年10月	酒類・食品物流センター運営を目的として、石川県白山市に白山SCMセンター（現白山第1センター）を開設
2007年12月	有限会社福井アクティーの全事業を株式会社アクティーへ譲渡
2008年 5月	日用雑貨・食品・酒類物流センター運営を目的として、愛知県小牧市に有限会社コラビス東海小牧流通センターを開設
2009年 4月	当社グループ及び協力会社の車両整備を目的として、石川県金沢市に株式会社プレベンスを設立 有限会社コラビス東海を株式会社コラビス東海に組織変更 有限会社ドライを株式会社ドライに組織変更 有限会社富山アクティーを株式会社富山アクティーに組織変更 有限会社コラビスを株式会社コラビスに組織変更
2009年 5月	輸送事業の拡大を目的として、株式会社リオ観光の全株式を取得し、株式会社オリエンタルバスに商号変更
2009年 8月	当社グループ及び協力会社の燃料給油を目的として、石陸急配協同組合の全口数を当社グループが取得し子会社化
2009年12月	株式会社オリエンタルバスを株式会社オリエンタルに商号変更 石陸急配協同組合を北陸物流効率化事業協同組合に商号変更 グループ化を目的として、有限会社白観交通の全株式を取得（当社グループ出資比率100%）し子会社化

年 月	概 要
2010年 8月	グループ化を目的として、額交通株式会社の全株式を取得（当社グループ出資比率100%）し子会社化
2011年 1月	株式会社丸協物流を株式会社福井アクティに商号変更
2011年11月	3温度帯（常温・冷蔵・冷凍）食品専用の物流拠点として、石川県白山市に白山第2 S C Mセンター（現白山第2センター）を開設 グループ会社の車両整備を目的として有限会社田川自動車の全株式を取得し子会社化 株式会社プレベンスの事業を有限会社田川自動車へ譲渡
2012年 2月	株式会社プレベンスを吸収合併
2012年 3月	物流システムの開発・運用促進を目的として石川県金沢市に株式会社G a p p a（当社出資比率60%）を設立
2012年 5月	物流コンサルティングを目的として石川県金沢市に株式会社A 2 ロジ（当社出資比率51%）を設立
2012年 8月	グループ経営強化を目的として、株式会社ビーイングホールディングスへ商号変更 当社から会社分割により株式会社アクティを新設
2013年10月	関東の事業強化を目的として、埼玉県上尾市の株式会社まもる運送（当社グループ出資比率33%）株式を取得
2013年11月	顧客支援を目的として、千葉県市川市に株式会社アクティ 市川営業所（現市川低温D C、後に株式会社東京アクティに移管）を開設
2013年12月	食品・酒類・医薬品の拠点物流センター運営を目的として、石川県白山市に株式会社アクティ 白山第3 S C M センター（現白山第3センター）を開設
2014年 4月	顧客支援を目的として、岩手県花巻市に株式会社コラピス 花巻営業所（現花巻センター）を開設 食品・酒類物流センター運営を目的として、富山県射水市に株式会社富山アクティ リョーショクR D C（現株式会社福井アクティ富山R D C）を開設
2014年 5月	医薬品物流センター運営を目的として、愛知県江南市に株式会社コラピス東海 江南営業所（現株式会社コラピス江南センター）を開設
2014年 6月	食品・酒類物流センター運営を目的として、東京都八王子市に株式会社アクティ 八王子営業所（後に株式会社東京アクティに移管、現西東京D D C）を開設
2014年 7月	グループ化を目的として、株式会社オリエンタルが金石タクシー株式会社の全株式を取得（当社グループ出資比率100%）し子会社化
2014年12月	関東地区の事業強化を目的として、東京都八王子市に株式会社東京アクティを設立
2015年 1月	グループ化を目的として、石井運輸株式会社（神奈川県大和市）から事業譲渡により、神奈川県藤沢市に石井運輸株式会社（藤沢）（当社出資比率50%）を設立
2015年12月	追加取得により株式会社まもる運送の全株式を取得（当社グループ出資比率100%）し子会社化
2016年 7月	食品・日用雑貨物流センター運営を目的として、千葉県柏市に株式会社まもる運送 ツル八柏センター（現株式会社東京アクティ 三郷センター）、神奈川県厚木市に石井運輸株式会社（藤沢） ツル八厚木センターを開設
2016年12月	株式会社ペプロの全株式を株式交換により取得し子会社化 株式会社G a p p aの株式追加取得により完全子会社化 株式会社福井アクティが株式会社富山アクティを吸収合併 旅客事業の集約のため、株式会社オリエンタルの事業を額交通株式会社へ譲渡 株式会社アクティが株式会社エル・サーバントより事業譲受
2017年 1月	額交通株式会社の商号を株式会社オリエンタルに変更
2017年 4月	有限会社田川自動車を株式会社田川自動車に組織変更
2017年 6月	事業の全国展開を目的として、東京都千代田区に東京本社を開設

年 月	概 要
2017年 8月	酒類物流センター運営を目的として、愛知県名古屋市区に株式会社コラビス東海 名古屋物流センターを開設
2018年 1月	株式会社コラビスが株式会社コラビス東海を吸収合併 株式会社東京アクティーが株式会社まもる運送を吸収合併 株式会社オリエンタルが金石タクシー株式会社を吸収合併
2018年 3月	食品・酒類物流センター拠点運営を目的として、群馬県前橋市に株式会社東京アクティー 北関東 S C Mセンターを開設
2018年 5月	食品・酒類・日用雑貨物流センター拠点運営を目的として、愛知県小牧市に株式会社コラビス東海 S C Mセンターを開設
2018年11月	食品・酒類物流センター運営を目的として、福井県福井市に株式会社福井アクティー 福井国分センターを開設 食品・酒類物流センター運営を目的として、群馬県前橋市に株式会社東京アクティー 群馬 D Fセンターを開設
2019年 4月	食品・酒類・医薬品の輸送センター運営を目的として、滋賀県栗東市に株式会社 A 2 ロジ 関西 T C を開設
2019年 5月	株式会社アクティーが株式会社ドライを吸収合併
2019年 6月	食品の配送センターの運営を目的として、石川県金沢市に株式会社アクティー 北陸 D D C を開設
2019年 8月	石井運輸株式会社が石井運輸株式会社（藤沢）を吸収合併 100%子会社化を目的として石井運輸株式会社の全株式を取得
2019年10月	食品・酒類物流センター運営を目的として、神奈川県川崎市川崎区に株式会社東京アクティー 川崎 F D C を開設
2019年11月	食品・酒類物流センター運営を目的として、長野県松本市に株式会社アクティー 松本 F D C を開設
2020年 2月	食品・酒類・医薬品の輸送センター運営を目的として、宮城県白石市に株式会社コラビス 南東北 T C を開設
2020年 4月	食品・酒類物流センター運営を目的として、愛知県東海市に株式会社コラビス 東海 D D C を開設
2020年 6月	日用雑貨物流センター運営を目的として、あらた千葉雑貨センター（八千代部門：千葉県八千代市、印西部門：千葉県印西市）を開設
2020年10月	石井運輸株式会社を株式会社横浜 L S P に商号変更及び東京都千代田区に本社を移転
2020年10月	株式会社東京アクティー ツルハ柏センターが移転により三郷センターに事業所名変更（千葉県柏市から埼玉県三郷市へ移転）
2020年11月	食品・酒類の物流センター運営を目的として、京都府綴喜郡井手町に株式会社コラビス 近畿北部 L C を開設
2020年12月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
2021年 2月	食品・雑貨の輸送センター運営を目的として、千葉県山武郡芝山町に株式会社東京アクティー 成田 T C を開設

3【事業の内容】

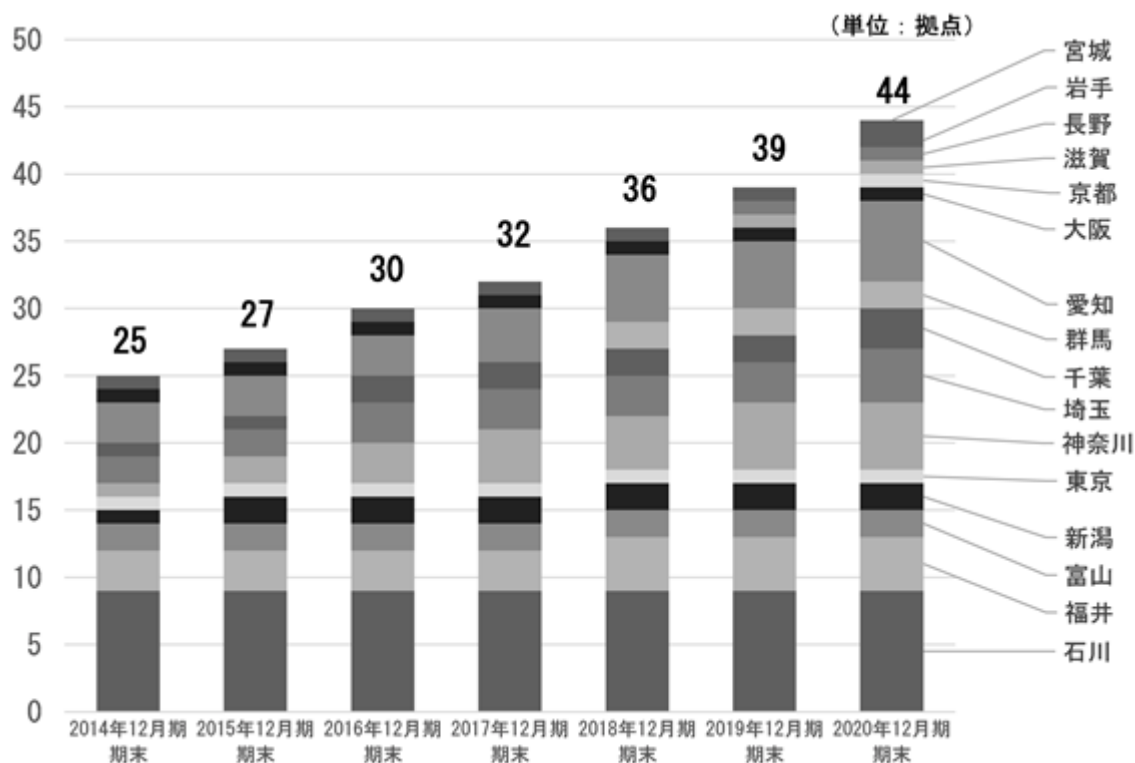
当社グループは、当社及び連結子会社11社で構成されており、顧客のロジスティクス（注1）を企画・提案して、自社及び顧客の物流センターの輸送・保管・包装・荷役・流通加工・情報システムの構築を一貫して推進する3PL（注2）事業を主軸に、同業他社に3PL事業をプロデュースしてサプライチェーン全体を管理する4PL（注3）事業を、グループで連携を図り展開しております。当社グループのセグメントの区分は、主に物流センターの運営（構内業務・配送業務）及びコンサルティング業務等を行う「物流事業」、及び旅客事業（タクシー、バス）、不動産業、システム開発、保険代理業、自動車整備業、燃料販売業等を行う「その他」となっております。なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループが顧客へ提供する物流改革の特徴として、メーカー、卸売、小売間でそれぞれ実施する拠点間配送、在庫管理、検品作業などを拠点物流センターに集約し、構内作業工程や配送業務の徹底した合理化により全体最適化する「運ばない物流」を提案・構築・運営しております。

物流拠点の事業展開エリアとしては、設立以降、北陸地方を中心に事業を展開しておりましたが、その後、業務の評判や取引先等からの紹介により物流コンサルティングの引き合いを受けたことを契機に、東海・近畿地方へと事業エリアを拡大しました。また、2013年には顧客から積雪時の安全な輸送について相談を受けたことを契機に、関東・東北地方において物流事業を受託し、更なる事業エリアの拡大を実現しております。

このように、当社グループでは、全国展開へ向けて物流拠点数の拡大を加速しており、2020年12月期末時点では、北陸地方4県に17拠点、関東地方1都4県に15拠点、その他2府5県に12拠点の計44拠点を運営しております。

なお、各期末における都道府県別の物流拠点数の推移は以下のとおりです。



当社グループでは、取り扱う商品を生活物資に特化しており、3温度帯（常温・冷蔵・冷凍）の食品、医薬品、化粧品、日用品の小口物流に強みを持ち、卸売企業及びコンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストアの物流センター運営を受託しております。

また、当社グループでは、物流システムであるWMS（注4）（倉庫管理システム）、TMS（注5）（輸配送管理システム）及びPMS（注6）（生産性管理システム）を自社開発、又はメーカーと協働し開発しております。これらの情報システムの構築及び当社グループ独自の設備や機材により、顧客それぞれの特性に合わせたオリジナルの物流システムを構築できることが当社グループの最大の強みであります。

〔用語解説〕

(注1) ロジスティクス

サプライチェーンプロセスの一部であり、顧客の要求を満たすため、発生地点から消費地点までの効率的・発展的な「もの」の流れと保管、サービス、及び関連する情報を計画、実施、及びコントロールする過程。

(注2) 3 P L (3rd Party Logistics)

競合他社に真似できない核となる能力に集約した経営を指向する企業が、企業戦略として、物流機能の全体もしくは一部を第三の企業に委託することで実現する物流業務形態のひとつ。

(注3) 4 P L (Fourth Party Logistics)

3 P Lに優れたノウハウを持つ物流企業が、別の物流企業に自社のノウハウを用いて3 P L物流をプロデュースするなど、3 P Lにロジスティクス戦略の企画・推進を行うコンサルティング要素が加わったソリューション。

(注4) W M S (Warehouse Management System)

倉庫管理システムを言い、物流センター内の一連の作業、具体的には入荷・在庫・流通加工・帳票類の発行・出荷・棚卸などを効率化し、一元的に管理するソフトウェア。導入することで人的ミスを最小化し、作業時間短縮、生産性向上に役立つ。

(注5) T M S (Transport Management System)

輸配送管理システムを言い、商品が物流センターから出荷された後、届け先までの輸配送をトータルに管理する情報ツール。トラックやドライバーの手配やG P Sによる車両の位置管理に役立つ。

(注6) P M S (Productivity Management System)

生産性管理システムを言い、「勤怠」「業務」「作業」実績を計測・集計し、分析・予測データをリアルタイムで、物流センター全体から個人別に至るまでの生産性を管理する情報ツール。物量に合わせた適切な勤怠シフト作成、レイバー管理及び作業別・個人別の動態管理を行うことが可能であるほか、勤務シフトと連携しながら、日次から月次まで労働時間を管理していくことが可能であり、生産性の向上や労務管理に役立つ。

セグメント別の区分は次のとおりであります。

セグメント	サービス内容及び各社の業務
物流事業	<p>サービス内容は、主に物流センターの運営（構内業務・配送業務）及びコンサルティング業務等であります。</p> <p>（物流コンサルティング） 当社</p> <p>（物流構内業務・配送業務） 株式会社アクティー 株式会社福井アクティー 株式会社東京アクティー 株式会社コラビス 株式会社A 2 ロジ 株式会社横浜 L S P</p>
その他	<p>サービス内容は旅客事業（タクシー、バス）、不動産業、システム開発、保険代理業、自動車整備業、燃料販売業等であります。</p> <p>（旅客事業） 株式会社オリエンタル</p> <p>（不動産業） 当社</p> <p>（システム開発） 株式会社G a p p a</p> <p>（保険代理業） 株式会社ベプロ</p> <p>（自動車整備業） 株式会社田川自動車</p> <p>（燃料販売業） 北陸物流効率化事業協同組合</p>

a. 物流事業

従来の物流業界は、運搬量に応じて収益を計上するシステムによるビジネスモデルが主流であります。その中において、当社グループでは、いかに「運ばない物流」を構築するかという技能、技術、マネジメントの手法を提供しております。拠点間に複数ある物流倉庫を1つにまとめ、生産者から消費者までの物流の作業行程を合理化して、顧客の管理コスト、保管コスト、移動コスト、配送コストを低減しております。メーカーやベンダーからの商品入荷管理及び小売店の発注から納品までの動きを可視化して、流通プロセスのボトルネックを発見し改善することで物流を全体最適化し、顧客の物流戦略に対する強力なサポートを実現しております。

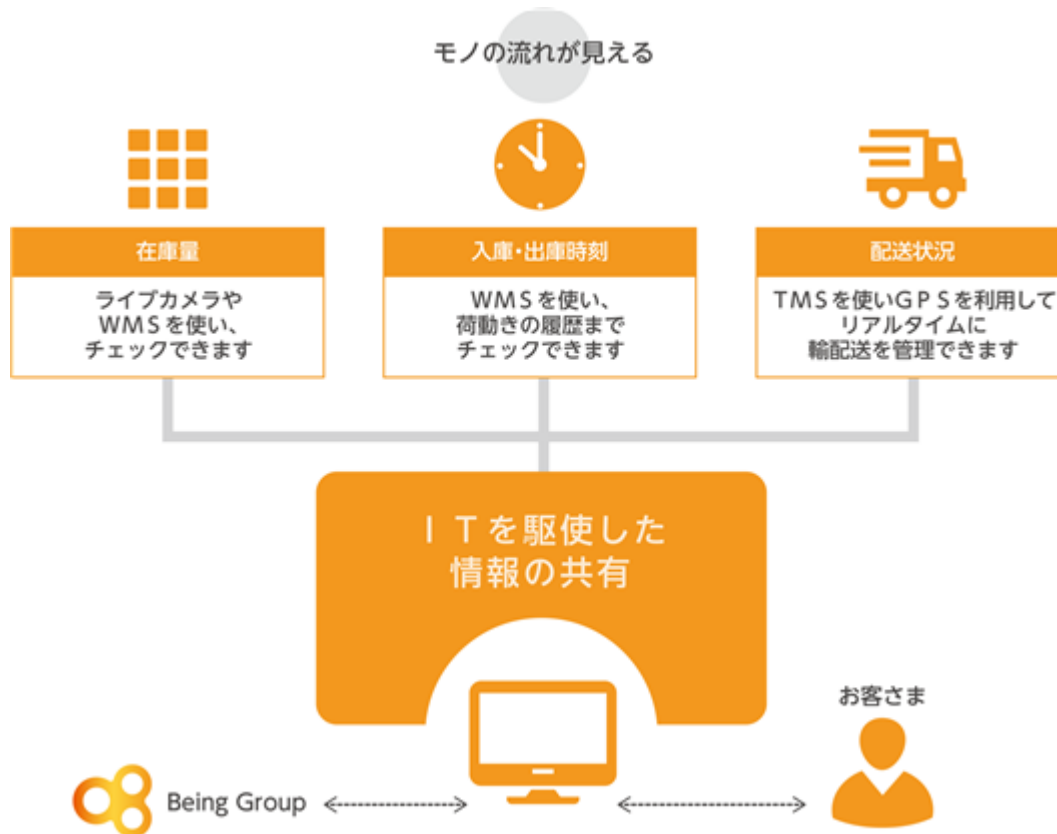


当社グループでは、物流サービスとして、顧客の「困っていること」を解決し、「求めていること」が実現できるように、「詳細な原価計算」に基づき、オーダーメイドで物流をデザインしております。当社グループの各物流センターでは、「自ら育つことを教える」という教育理念の下で経験を積んだ社員を配置しており、多種多様な物流現場の立ち上げ業務や改善業務に従事しております。

物流センターの運営は、準備段階から高品質を維持するしくみを丁寧に構築しております。新規事業を受託する場合において、構内業務では、地域の雇用を考え、近隣で働く気持ちのある人を多く受け入れられるように、全自動化などの「人の代わり」ではなく、「人を補助する」しくみにこだわり、設備、道具、IT等をメーカーと共同開発し、「ヴォコレクト」(注1)「お化けリフト」(注2)「カゴ車用リフトアタッチメント」(注3)「ピッキング用台車」(注4)などを導入しております。また、人によるカゴ車等の搬送作業を大幅に軽減し、従業員がより重要で付加価値の高い作業工程に従事することを目的として、2020年12月期からマテハン機器(注5)のロボット化をメーカーと共同開発で行っております。

配送業務では、事前に配送先となる全ての店舗を視察し、「店舗カルテ」を制作しております。「店舗カルテ」は、「物流のお医者様」という意味を込めております。カルテには、ルート、バックヤード位置、荷下ろし手順等は勿論、その配送先ひとつひとつのルールや要望、注意点が詳細に掲載されており、更に店舗周辺環境における注意点、通学路(当社グループでは運行ルートから外しています。)の状況まで掲載しております。「店舗カルテ」により、担当ドライバーを固定しなくても、常に高品質の配送を提供できるしくみを構築しております。

当社グループは、物流センター内のWMSによる在庫量や入庫・出庫業務の進捗状況及びTMSによる配送の進捗状況などをTシステムにより「見える化」しており、更にその情報を顧客側もインターネット経由で同時に確認し共有することができる「見せる化」するシステムを構築しております。



- (注1) 「ヴォコレクト」とは、音声認識ソリューション（ピッキングシステム）であります。耳で作業指示を聞き、声で応答するアイズフリー、ハンズフリーを実現してピッキング作業の安全性、生産性を向上させます。
- (注2) 「お化けリフト」とは、カゴ車を最大10台運ぶことができる大型のハンドリフト（電動式）であります。
- (注3) 「カゴ車用リフトアタッチメント」とは、リフトピッカーに直接カゴ車を設置できるアタッチメントであります。
- (注4) 「ピッキング用台車」とは、オリコン（折り畳みコンテナ）、オリコン台車、ピッキングカートを組み合わせた当社グループオリジナルの台車であります。
- (注5) 「マテハン機器」とは、マテリアルハンドリング機器の略称で、保管ラックやパレット、カゴ車やフォークリフトなど、モノの保管・運搬などの物流業務を効率化するために用いられる荷役機器であります。

b. その他

当社グループでは、物流事業の補完及び事業の多角化を目的として、グループ子会社において以下の事業を営んでおります。

株式会社オリエンタルは、旅客事業として、タクシーの運行、貸切バス・観光タクシーのサービス及び旅行プランの作成などを行っております。旅行プランニングは、顧客一人ひとりに合わせたオンリーワンの観光ツアーの実現を手厚くサポートしております。

貸切バス・観光タクシー事業では、36人乗り大型バス、28人乗り中型バス、21人乗り小型バス、24～28人乗りマイクロバス、13人乗り通勤バス、9人乗りジャンボタクシー、3～4人乗り大型タクシー、4人乗り小型タクシー、6人乗りロンドンタクシー、6人乗りジャンボタクシーのほか、ユニバーサルデザイン車両や金沢観光用の企画型車種等、多種多様な車があり、顧客の人数、利用シーンなど幅広いニーズに応えることが可能となっております。

株式会社Gappaは、当社グループの情報システムの保守、メンテナンス、カスタマイズ及び事業所のサポートを行っております。新システムの開発及び販売は、当社事業開発部が窓口となり統制・運営しておりますが、開発案件によって株式会社Gappaと連携・調整・分担をしております。

株式会社ベプロは、多くのトラック、バス、タクシーを運用する当社グループと密接な業務として、一般、法人向けの保険代理店業務及び、グループ会社の管財物件や車両の各種保険を取り扱っております。

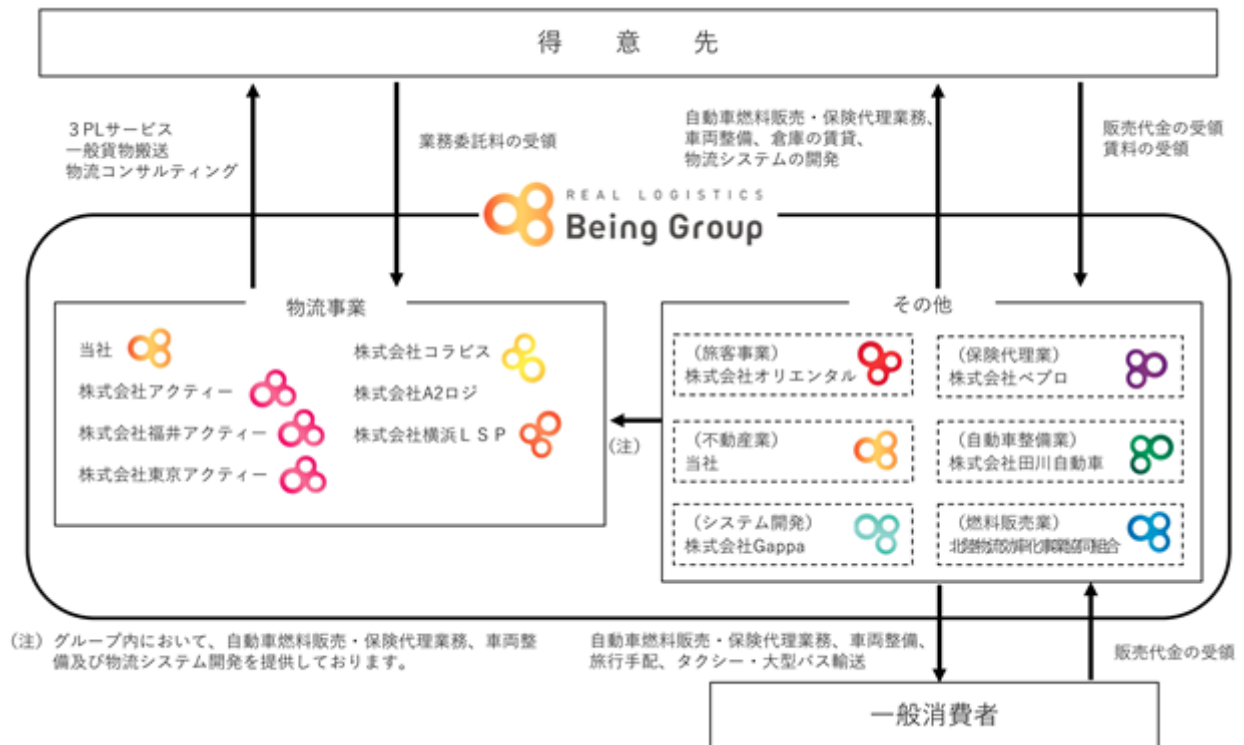
株式会社田川自動車は、貨物用の大型自動車から軽自動車まで車検や一般整備等を行っており、また、顧客の新車・中古車の購入の相談についても、丁寧に専門家が対応しております。

北陸物流効率化事業協同組合は、軽油・レギュラーの2種類を取り扱い、当社敷地内と石川県白山市内でガソリンスタンドの運営をしております。

上記のほか、当社では、不動産業として、当社が所有する物流センター等の一部を顧客に賃貸しております。

〔事業系統図〕

事業の内容を事業系統図により示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社アクティー (注) 2、6	石川県金沢市	80	物流事業	100.00	当社が経営指導及び業務受託をしている。 不動産の賃貸借契約あり。 役員の兼任1名あり。
株式会社福井アクティー	石川県金沢市	30	物流事業	100.00	当社が経営指導及び業務受託をしている。
株式会社コラピス (注) 2、6	石川県金沢市	80	物流事業	100.00	当社が経営指導及び業務受託をしている。 役員の兼任1名あり。
株式会社A2ロジ (注) 6	石川県金沢市	5	物流事業	51.00	当社が経営指導及び業務受託をしている。 不動産の賃貸借契約あり。 役員の兼任3名あり。
株式会社東京アクティー (注) 2、6	東京都千代田区	80	物流事業	100.00	当社が経営指導及び業務受託をしている。 資金の貸付あり。 不動産の賃貸借契約あり。 役員の兼任1名あり。
株式会社横浜LSP	東京都千代田区	10	物流事業	100.00	当社が経営指導及び業務受託をしている。 資金の貸付あり。 役員の兼任1名あり。
株式会社ベプロ	石川県金沢市	3	その他	100.00	当社が経営指導及び業務受託をしている。 不動産の賃貸借契約あり。
株式会社オリエンタル	石川県金沢市	10	その他	100.00	当社が経営指導及び業務受託をしている。 資金の貸付あり。 役員兼任1名あり。
北陸物流効率化事業協同 組合(注) 3、4	石川県金沢市	0	その他	35.71 (28.57)	当社が経営指導及び業務受託をしている。 資金の貸付あり。 不動産の賃貸借契約あり。 役員の兼任2名あり。
株式会社田川自動車	石川県金沢市	6	その他	100.00	当社が経営指導及び業務受託をしている。 不動産の賃貸借契約あり。 役員の兼任1名あり。
株式会社Gappa	石川県金沢市	5	その他	100.00	当社が経営指導及び業務受託をしている。 不動産の賃貸借契約あり。 役員の兼任3名あり。

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4. 議決権の所有割合は100分の50以下であります。が、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

5. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

6. 株式会社アクティー、株式会社コラピス、株式会社A2ロジ及び株式会社東京アクティーについては、営業収益(連結会社相互間の内部営業収益を除く。)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

株式会社アクティーの主要な損益情報等	(1) 営業収益	4,509百万円
	(2) 経常利益	43 "
	(3) 当期純利益	26 "
	(4) 純資産額	645 "
	(5) 総資産額	1,611 "
株式会社コラピスの主要な損益情報等	(1) 営業収益	4,742百万円
	(2) 経常利益	228 "
	(3) 当期純利益	159 "
	(4) 純資産額	533 "
	(5) 総資産額	1,669 "
株式会社 A 2 ロジの主要な損益情報等	(1) 営業収益	4,504百万円
	(2) 経常利益	137 "
	(3) 当期純利益	91 "
	(4) 純資産額	276 "
	(5) 総資産額	1,060 "
株式会社東京アクティーの主要な損益情報等	(1) 営業収益	5,964百万円
	(2) 経常利益	182 "
	(3) 当期純利益	146 "
	(4) 純資産額	14 "
	(5) 総資産額	1,521 "

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
物流事業	766	(988)
その他	72	(5)
全社(共通)	36	(0)
合計	874	(993)

(注) 1. 従業員数は就業人員(グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
36	45.0	10.3	5,417,546

セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	36

(注) 1. 従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であります。また、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)については、従業員総数の10%未満のため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「- BEING - 存在しつづける」を企業理念に掲げ、「会社をつくる。人間をつくる。社会をつくる。」という経営目的のもと、時代や文明とともに進化するロジスティクス事業を探求し、時代にあわせた社会インフラの提供を通じて、企業、さらには社会システムのイノベーションを起こすような『リアルロジスティクス』の体現を目指してまいります。

マーケティングコンセプトとしては、「ロジスティクスのプロフェッショナルたれ」「必要を発見し、本質を発見する」「価値あるものしか、価格はつけない」の3つを掲げております。ロジスティクス事業を通じ、社会インフラを支え、経済のライフラインを担うプロとして、お客様の真の問題を発見し、お客様にとって価値のあるサービスだけを提供できるよう、最善を尽くします。また、マネジメントコンセプトとして、「雇用は最大の社会貢献」を掲げ、雇用をすることが社会貢献の始まりと捉え、誰もが働ける企業グループとして雇用を守り抜くことを命題とし、人が仕事する場所を安易に奪うことのないように、最大限の努力を惜しまないことを約束しております。

(2) 経営環境

当社グループの属する物流業界は、世界経済の低迷から国外への輸送量が減少している中、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により国内経済においても先行き不透明な状況にあることから、さらなる輸送量の減少が懸念されています。また、物流業界においては、極めて多層的なピラミッド型の業界構造が形成されているのが特徴で、単純な輸送サービスのみでの生き残りは厳しい状況にあり、今後は事業者の淘汰が進む可能性が高いとみられております。

一方、近年ではこのような物流業界の現状を背景にして大きな変革の動きも見られています。まず、物流の需要者側の変化として、ネット通販市場の拡大や単身世帯の増加等による消費者の購買スタイルの変化に伴い、小口・多頻度の輸送ニーズが高まっております。また、物流の供給者側の変化として、小売業等の荷主企業は、店舗網の拡大や店舗運営の効率性向上のため、商品保管機能や輸配送機能の高度化を進めており、物流事業者においても大量の配送物を短期間で処理するための物流施設や保管・流通加工機能を備えた物流施設等の新設が増加しております。

このように、物流に関するニーズの多様化・高度化やインフラの整備が進む中で、当社グループの主軸事業である3PL事業の重要性は年々高まっており、その市場規模は3兆円を超える水準まで拡大しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは中長期的な安定した成長を遂げるため、「卸売業者の持つ物流センターの下請業者」から「卸売・小売業者向けの3PL事業者」への移行を進め、1:1の部分最適な物流ではなく、1:Nの全体最適な消費者向けの物流サービスの提供を展開してまいります。

また、当社グループの強みである拠点間物流を合理化するサプライチェーンの全体デザイン力をさらに拡充する技術・システム開発を推進し、モノを運ぶだけでなく、モノに関する様々なデータを収集・管理・分析し、サプライチェーンに携わる事業者同士を繋げ、クラウド上で管理する『データネットワークセンター』を構築し、当社グループの用意したDX(注1)プラットフォームを同業他社へと提供する、『小売ビジネスの物流プラットフォーム』を目指します。

その中で、技術面とビジネスモデル面の研究開発を重要課題と捉え、AIやIoTを使った省力化設備や高生産性・高品質の業務フロー等の技術面及びD to C(注2)、オムニチャネルに対応する物流ビジネスの研究開発に取り組んでまいります。

(注1)「DX」(Digital transformation)とは、デジタルトランスフォーメーションの略であり、「デジタル技術が進化し、人々の生活をより豊かにする」ことを指します。

(注2)「D to C」(Direct to Consumer)とは、製造者が直接消費者と取引を行うビジネスを指します。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、上記のような経営戦略に基づき、小売・卸売事業者向けの3PL事業に注力し、顧客数拡大と事業エリア拡大を進め、データネットワークセンター実現に向けた技術面・ビジネスモデル面の変革に取り組んでまいります。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標としては次の3点を掲げております。

顧客数・・・顧客数の増加による事業の拡大を進めてまいります。

拠点数・・・拠点数の増加による事業の拡大を進めてまいります。

輸送力・・・協力会社を含むグループ全体の取扱車両数の拡大を進めてまいります。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、国内外における政治・経済情勢の変動等の懸念が払拭されておらず、今後も先行きの不透明感から積極的な投資が抑えられ、景気の膠着状態が続くものと思われま。また、少子高齢化による労働人口の減少、長時間労働や働き方等の労働問題、自動運転、AI、IT化・グローバル化による商流の変化や異業種からの物流参入など、時代の流れを捉えて早々に対応すべき大きな課題であると考えております。

このような状況のもと、当社グループは、将来的な物流事業者の在り方を見据えた経営資源の選択と集中による効率化・合理化を図ってまいります。今後、当社グループが対処すべき課題として、成長率の確保、収益率の向上、品質管理の徹底、人財の育成、持続可能な社会の実現を掲げており、その取組みについては次のとおりであります。

成長率の確保

3PL業界は成長市場であり、その中で当社の価値を市場に示していくために計画的な取組みを社内に定着させる仕組みが必要であり、CRM(顧客関係管理)により顧客満足度、営業収益、利益、生産性を高め、顧客の要望、商談内容、クレームを組織的に管理し、迅速な対応や管理体制をグループ全体の知恵を結集して確立し、物流品質を向上させる中で成長性の確保を図ってまいります。

収益率の向上

2020年度は自社雇用の切り替え促進及び配送コースの見直しにより、原価の改善を図っております。日常的に現場で行われる「カイゼン」のサポート及びプロジェクトにより在るべき姿を追求する「カイゼン」を両立させ、継続的な収益率の向上を図ります。

品質管理の徹底

AI、IoT、自動運転等、物流業界を取り巻く環境は、ドラスティックな変換期を迎えております。当社グループは、全国区の物流事業者へと成長を遂げるために、時代を見据えた明確な成長戦略と先行投資が必要になると考えております。そのために、新しい技術の積極的な導入及びロジスティクスの新しい価値を創造してまいります。当社グループは、小ロット多頻度の物流による問題を解決していくためには、在庫管理を全体最適化することが不可欠であると考えております。当社グループは、小売、卸売、メーカーの中間物流拠点として北陸、関東、関西、東海、東北各地で3PL事業を展開しております。在庫管理を全体最適化するために、各エリアで消費される物資のデータを蓄積し、分析に基づいた消費データによる「在庫モデル」をもとに、正確に予測された地域在庫を管理することにより、小ロットの輸送コストの削減及び分散された労働力の集約を図ることが可能と考えており、実現化に向けてしくみを構築してまいります。また、2020年度からTQM(Total Quality Management=総合的品質管理)に取り組んでおります。

人財の育成

将来の人材確保のために、多様化する従業員のやりがいに応える取組みや制度を導入するとともに、当社グループの強みである現場力や物流品質の向上、及び生産性の向上にプラスに働くしくみを構築してまいります。具体的には、福利厚生、評価制度、賃金体系の整備及びIT化、生産性管理システムによる労働の管理を図ってまいります。また、人財開発部門を新設して階層教育などのプログラムにより将来を担う人財開発計画とそれを実行していくための体制を確立してまいります。

持続可能な社会の実現

当社グループでは、SDGs(持続可能な開発目標)に積極的に取り組んでおります。その中でも環境問題への取組みとしてトラックのCO2排出問題及びトラックドライバーの待機時間問題の解消を目的として、入荷・出荷トラックのバース(注1)予約システムの自社開発及び導入を推進しております。

(注1)バースとは、物流センター等で荷物の積み降ろしのためにトラックを停車する場所のことを言います。

財務体質の強化

当社グループは、事業拠点の新設や車両の入替のために継続的な設備投資を行っております。設備投資に係る必要資金については、主に金融機関からの借入金を充当しているため、事業規模の拡大に伴い、有利子負債が増加する傾向にあります。健全な企業経営を実現するためには、財務的基盤を安定させることが重要である

と考えており、今後は営業キャッシュ・フローの拡大を図るとともに、多様な資金調達手法を活用し、有利子負債の削減に取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループの事業活動において財政状態、経営成績等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあり、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項と考えております。ただし、当社グループに関する全てのリスクを網羅したものではありません。以下においては、将来に関する事項が含まれております。当該事項は本書提出日現在において、当社グループが判断したものです。

(1) 法的規制について

国土交通省は、自動車運送事業者の適正化を図るため、自動車運送事業者の法令違反に対する点数制度を導入しております。そのため、当社グループが使用する車両に対し、過積載などによる累積点数により車両の使用停止・事業の停止・許可の取消処分等の罰則を受ける場合があります。そこで、当社グループでは、安全衛生会議を毎月開催し、適正な業務活動を継続するよう努めております。安全衛生会議では、法令違反・事故の情報共有、再発防止策の周知徹底、ヒヤリ・ハット事例による教育を実施し、安全かつ適正に業務を遂行するために、社内免許制度や総務部安全管理課による業務確認やチェーン装着などの定期的な講習を行い、安全品質の向上を図っております。さらに、当社グループ外の協力会社に関しても、当社グループ内と同様の安全教育を実施し、当社グループが請け負う業務全般に対する安全管理品質の維持に努めております。このような体制の下、現状において許認可等が取消しとなる事由等は発生しておりませんが、今後、許認可等の取消しや事業停止等の処分を受けた場合には、停止期間の営業収益減少リスクが生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

主要な許認可等の概要は、以下のとおりであります。

許認可等の名称	法律名	監督省庁	有効期限	取消事由
一般貨物自動車運送事業	貨物自動車運送事業法	国土交通省	なし	同法第33条
第一種貨物利用運送事業	貨物利用運送事業法	国土交通省	なし	同法第16条
倉庫業	倉庫業法	国土交通省	なし	同法第21条
一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー)	道路運送法	国土交通省	なし	同法第40条
一般貸切旅客自動車運送事業	道路運送法	国土交通省	5年	同法第40条
普通自動車分解整備事業	道路運送車両法	国土交通省	なし	同法第92条他
揮発油販売業者登録	揮発油等の品質の確保 に関する法律	総務省	なし	同法第11条

(2) 人材確保に関する影響について

当社グループは、労働集約型の事業を展開しているため、事業を拡大していくうえで質の高い人材の確保が必要であります。また、将来的な労働人口の減少への対策として、物流センターにおいては自動化やロボット化への対応、車両においては自動運転技術の対応等、省人化に向けての準備を進めております。しかしながら、適正な人員を確保できない、又は人員確保に係る費用が大幅に増加する場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定取引先への依存について

当社グループは、スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストアの物流業務を、小売・卸売企業から受託する3PLを主たる事業としております。営業収益の中心である取扱物量だけでなく、事業拠点の拡大及び縮小など、特定の取引先に対する依存度が高くなる傾向にあります。2020年12月期における営業収益に占める上位3社(連結営業収益に占める割合)は、株式会社クスリのアオキ(24.2%)、三菱食品株式会社(19.6%)、株式会社PALTAC(9.9%)であります。取引関係維持のため、競争力の維持・強化など最大限の努力をしておりますが、取引先が事業戦略を変更した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 災害等による影響について

当社グループの事業拠点は、北陸、関東、関西、東海、東北エリアの複数箇所に点在しております。万一、地震や火災が発生しますと、取引先はもとより当社グループの事業活動に影響を及ぼすことが予測されます。さらに、近年の豪雪や猛暑等の異常気象が当社グループの事業活動に影響を及ぼすことも予測されます。事業活動の継続のために災害等に備えておりますが、災害の規模によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 経済動向等による影響について

当社グループの物流センターで取り扱う商品は、食品・医薬品・日用雑貨が中心であります。そのため、国内景気の大規模な落ち込みによる廉価品の普及や、病気・災害等により購買活動が自粛・制限等される場合には、当社グループの取引先である卸売・小売企業の売上に影響を及ぼし、当社グループの取扱物量や通過金額(注)が減少することが予測されます。そのような経済動向の場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(注)通過金額とは、物流センターから出荷された商品の金額(卸売金額)であり、通過金額に契約により定められた料率を乗じて算出した料金が当社グループの営業収益となります。

(6) 重大な事故等による影響について

当社グループは、公道を利用してトラックによる商品の輸送を行っております。さらにグループ内に所有するトラックを使用するだけでなく、グループ外の運送会社等の協力会社に配送業務を委託しております。交通安全・事故防止のために、デジタルタコグラフ(注1)やセーフティレコーダー(注2)を使用した運行管理を実施する他、当社グループ及び協力会社に対して安全運転教育を実施する等、様々な取組みを行っております。しかしながら、万一、重大な事故や違反等が発生した場合には、被害者からの訴訟や、顧客からの信頼喪失及び社会的信用の低下の他、車両の使用停止又は業務停止あるいは認可取消などの行政処分等、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(注1)デジタルタコグラフとは、自動車運転時の速度・走行時間・走行距離などの情報をメモリーカード等に記録するデジタル式の運行記録計のことを指します。

(注2)セーフティレコーダーとは、安全運転・燃費向上を目的に、「いつ」「どこで」「どういう運転」をしたか運行状況が確認できる車載機のことを指します。

(7) 原油価格等の変動について

当社グループは、事業用車両の燃料として軽油及びガソリンを使用しております。そのため、原油価格・為替レートの変動による軽油及びガソリンの購入価格の変動に備えたコスト管理をしております。しかしながら、輸送コスト増加相当分を料金に転嫁できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 規制緩和等による影響について

当社グループは、物流事業及び旅客事業を展開しており、トラック、バス、タクシーを保有しております。近年のドライバー不足等解消を目的として、道路運送法及び貨物自動車運送事業法等が改正され、事業参入障壁が緩和された場合には、物流事業者と旅客事業者間での業務提携やM&Aが加速する可能性があります。さらに、小規模事業者の参入が増加した場合には、競争激化に伴う輸送費及び3PL業務委託費の見直し等が発生し、営業収益縮減が予測されます。このような規制緩和への対応が遅れた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 競合先の多様化による影響について

当社グループの取引先は、卸売企業、小売企業が中心であります。取引先が卸売企業の場合は物流事業者間の競合となりますが、取引先が小売企業の場合は物流事業者間のみならず卸売企業とも競合することとなります。また、ネット販売の拡大により、生産者と消費者の間にある小売、卸売、物流企業の垣根が希薄化し、異業種からの参入や、新たな商流及び流通スタイルの登場により競合が激化することが予測されます。このような競合先の多様化への対応が遅れた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 有利子負債依存度及び金利等の変動による影響について

当社グループは、事業拠点の新設や車両の入替のために継続的な設備投資を行っております。設備投資に係る必要資金については、主に金融機関からの借入金を充当しており、2020年12月31日現在において有利子負債残高は6,665百万円であり、有利子負債依存度は49.0%と高い水準にあります。また、一部の借入金については変動金利で調達しております。

当社グループでは、健全な企業経営の目的のもと、有利子負債の削減に努め、借入金は金利の固定化を進めておりますが、今後の市場金利の動向により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの一部の借入契約に関しては財務制限条項が付されております。借入金の返済は適切に行われており、当連結会計年度の当社グループの財政状態及び経営成績から判断するとそれらの条項に抵触する可能性は極めて低いものと判断しておりますが、今後、これに抵触した場合、期限の利益を喪失し、当該借入金の一括返済を求められることがあり、この場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、財務制限条項の詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結貸借対照表関係 3 財務制限条項」に記載しております。

(11) システムダウンによる影響について

当社グループでは、コンピューターシステムを使用して物流センター業務、運送業務等を管理しております。システム管理については、当社グループ全事業所の管理を一元化しており、システムダウンなどのリスク回避のための体制を講じております。しかしながら、予期せぬシステムダウンが生じ、あるいはシステムそのものを破壊された場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 情報漏洩による影響について

当社グループは、物流業務受注に際し、取引先の商品情報等を取り扱うことがあります。そこで、情報の重要度によってアクセス制限を設け、許可者のみが顧客の商品情報等取り扱えるように社内体制を整備しております。また、社外への情報漏洩を防ぐことを目的として、ノートパソコン等の情報機器及び端末の持ち出しを許可制度とし、管理を徹底しております。しかしながら、情報の漏洩やデータ破損の事態が生じた場合には、顧客からの信頼喪失や社会的信用の低下を招くほか、損害賠償請求等を受け、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 環境規制による影響について

当社グループは、物流事業における輸送手段として多数のトラックを使用しており、排出ガス規制等の環境関連法令の適用を受けております。当社グループでは、関係法令及び通達等を基準とした環境対策を自主的に進める目的のもと、低公害車を導入し、セーフティレコーダーを利用したエコドライブの教育及び実践を取り入れております。しかしながら、想定を上回る環境規制が実施された場合には、対応する費用の増加により当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) M & Aによる影響について

当社グループは、既存事業の規模拡大や新規エリアへの事業進出に際し、事業戦略の一環として資本参加や資本提携、M & Aを行っております。それらの実行に先立ち、慎重かつ綿密に分析・検討を行っております。しかしながら、事業計画が大幅に遅れて収益計画への影響等が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 自動化への対応による影響について

物流業界を取り巻く環境は、物流倉庫の大型化、自動化、トラックの自動運転化など大きく変化しております。当社グループは、人の代わりとなる設備投資としての自動化・ロボット化への対応ではなく、主に生活物資を取り扱う物流事業者として、緊急時や災害時においても対応が可能な「人を補助する」設備を中心に開発・導入していく方針としております。その場合、独自の機器、設備を開発・導入する投資が増え、投資回収や収益性を実現できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 支配株主との関係について

当社の代表取締役社長である喜多甚一は支配株主に該当しております。喜多甚一は、同氏の資産管理会社である株式会社喜多商店及び二親等内の親族との合算対象分を含めて、本書提出日時時点で当社株式の60.90%を保有しております。同氏は、安定株主として引続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。当社といたしましても、同氏は安定株主であると認識しておりますが、今後、市場で当該株式の売却が行われた場合、又は売却の可能性が生じた場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。さらに、市場での売却ではなく特定の相手先へ譲渡を行った場合には、当該譲渡先の保有株数や当社に対する方針によっては、当社グループの経営戦略等に影響を与える可能性があります。

(17) 業績の季節変動について

当社グループの物流センターで取り扱う商品は、食品・医薬品・日用雑貨が中心であります。そのため、12月には各種イベントや年末商戦によって年間で一番の繁忙期となり物流センターで取り扱う物量が増加致しますが、その反動により1月は閑散期となり物量が減少する傾向にあります。また、2月は他の月と比べると日数減の影響を受け物量が少なくなる傾向にあります。これらの季節変動による物量及び営業収益の増減を踏まえて、当社グループの利益計画を策定しておりますが、各種イベントや年末商戦等の生活習慣や慣例の予期せぬ変更が生じ、当社グループが取り扱う物量が減少し営業収益に影響が出た場合には、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響について

当社グループの事業は生活物資に特化した物流であり、「新型コロナウイルス感染症に関する対応措置」を全社に発信して、感染予防及び職場での二次感染防止のための対策を講じて業務を継続しております。しかしながら、物流センターには協力会社を含め、多くの構内作業員、運転手が従事しており、万一感染者が発生し、入荷・出荷等の物流が長期的に停止する場合や、外出自粛等によりコンビニエンスストアなどの売上が減少した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、旅客事業においても、観光需要の減少や、タクシーの利用減少等が長期的に続く場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

経営成績の分析

当連結会計年度における経済状況としては、米中貿易摩擦の影響や英国のEU離脱などの世界情勢の中、新型コロナウイルス感染症が急激な勢いで世界中に広まっており、世界経済における先行きは極めて不透明な状況が続いております。国内経済におきましては、国内における新型コロナウイルス感染症の拡大によって政府より緊急事態宣言が発出され、外出自粛や休業要請によって飲食業や小売業などにおいては苦戦を強いられる状況となっております。また、海外からの観光客が減少したことにより、インバウンド消費が減少しており、国内経済における先行きも極めて不透明な状況が続いております。

物流業界においては、世界経済の低迷から国外への輸送量が減少している中、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により国内経済においても先行き不透明な状況にあることから、さらなる輸送量の減少が懸念されます。一方で、深刻な人手不足は続いており、業界全体が人材確保に注力しております。

このような社会情勢の下、当社グループは「生活物資に特化した物流への経営資源の集中投資」「関東から全国への展開を見据えた物流基盤の構築」「将来を見据えAI・ITを導入した物流システムの構築」の3つを成長戦略とした中期経営計画を推進しております。

当連結会計年度においては、物流セグメントでは2019年の消費税増税以降の個人消費の落ち込みが年初も継続したことにより、想定を下回るスタートとなった一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、弊社が取り扱っている生活物資やマスク・消毒液等の感染予防対策商品の需要が高まったこと、新たに南東北T C、東海D D C、印西センター、八千代センター、近畿北部L Cと5拠点を稼働させたことにより、堅調に推移致しました。一方、その他セグメントの旅客事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、観光バスやタクシー業務が停滞したことで、業績の回復が厳しい状況が続いております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における経営成績は、営業収益18,390百万円（前年同期比13.3%増）、営業利益755百万円（同39.6%増）、経常利益795百万円（同43.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益470百万円（同14.9%増）となりました。

なお、当社グループは「物流事業」を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は6,978百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,148百万円増加いたしました。これは主に現金及び預金が1,733百万円増加したこと、及び営業未収入金が447百万円増加したことによるものであります。固定資産は6,623百万円となり、前連結会計年度末に比べ61百万円増加いたしました。これは主にリース資産が254百万円増加した一方で、建物及び構築物が151百万円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、13,601百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,209百万円増加いたしました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は5,005百万円となり、前連結会計年度末に比べ545百万円増加いたしました。これは主に営業未払金が178百万円、未払法人税等が182百万円増加したことによるものであります。固定負債は5,083百万円となり、前連結会計年度末に比べ118百万円増加いたしました。これは主にリース債務が199百万円増加した一方で、長期借入金金が35百万円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、10,089百万円となり、前連結会計年度末に比べ664百万円増加いたしました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は3,512百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,544百万円増加いたしました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益470百万円の計上により利益剰余金が増加したこと、新株の発行により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ536百万円増加したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ1,741百万円増加し、4,279百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は1,074百万円（前連結会計年度は1,222百万円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益776百万円、減価償却費536百万円及び、仕入債務の増加額178百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は65百万円（前連結会計年度は301百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出68百万円、無形固定資産の取得による支出12百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は732百万円（前連結会計年度は766百万円の支出）となりました。これは主に、新株式発行による収入1,073百万円及び長期借入れによる収入1,450百万円がりましたが、長期借入金の返済による支出1,434百万円、ファイナンス・リース債務の返済による支出304百万円等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b．受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c．販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
物流事業	17,851	115.6
その他	538	69.2
合計	18,390	113.3

(注) 1．セグメント間取引については相殺消去しております。

2．最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
株式会社クスリのアオキ	3,979	24.5	4,457	24.2
三菱食品株式会社	3,295	20.3	3,613	19.6
株式会社PALTAC	1,719	10.6	1,838	9.9

3．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成においては、経営者による会計上の見積りを行っております。経営者による会計上の見積りは、過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、会計上の見積りには不確実性があるため、実際の結果と見積りとは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する会計上の見積りについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 追加情報」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(営業収益)

前連結会計年度末に立ち上げた業務を早期に安定稼働させ、既存業務の見直しを行い、不採算となっていた業務改善を行っております。また、新たに「南東北TC」、「東海DDC」、「印西センター」、「八千代センター」、「近畿北部LC」と5つの新規業務を稼働させております。この結果、営業収益は18,390百万円(前連結会計年度比13.3%増)となりました。

(営業原価、営業総利益)

新規業務における設備投資や労務管理の強化を図ったことで、営業原価は16,567百万円(同13.5%増)となりました。この結果、営業総利益は1,822百万円(同11.7%増)となりました。また、営業総利益率は9.9%(前連結会計年度は10.0%)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

管理スタッフの増加、上場関連費用等により経費が増加しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から交際費、旅費交通費が減少しており、販売費及び一般管理費は1,067百万円(前連結会計年度比2.0%減)となりました。この結果、営業利益は755百万円(同39.6%増)となりました。

(営業外収益・営業外費用及び経常利益)

助成金収入24百万円、賃貸料18百万円、受取保険金7百万円を計上したこと等により営業外収益は78百万円となりました。また、支払利息34百万円を計上したこと等により営業外費用は37百万円となりました。この結果、経常利益は795百万円(同43.9%増)となりました。

(特別利益及び親会社株主に帰属する当期純利益)

固定資産売却益12百万円を計上したことにより特別利益は12百万円となりました。また、減損損失23百万円を計上したこと等により特別損失は31百万円となりました。法人税等を261百万円、非支配株主に帰属する当期純利益44百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は470百万円(同14.9%増)となりました。

また、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載の各指標等の達成・進捗状況については、以下のとおりであります。

経営指標	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)	
	実績	計画	実績
顧客数(社)	21	22	22
拠点数(拠点)	39	43	44
輸送力(台)	886	980	1009

(注) 1. 顧客数は、全国展開を見据えて東京本社を開設し、営業活動を進めた結果、関東エリアでの受注が増加したことにより、2020年12月31日現在22社となりました。なお、顧客数は、年間の営業収益が1億円以上の取引先のみ記載しております。

2. 拠点数は、営業活動の結果、新規拠点開設を行った結果、2020年12月31日現在44拠点となりました。

3. 輸送力は、新規拠点開設によって自社車両の増加や新たな協力会社が増加した結果、2020年12月31日現在1,009台となりました。なお、総台数における自社車両台数は315台であります。

上記のとおり、第35期連結会計年度(2020年12月31日)においては、順調に進捗しており、当社グループの中長期的な経営戦略は概ね計画どおりに進捗しているものと判断しております。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの事業活動における資金需要としては、事業運営を円滑に行うための費用や一般管理費等の営業費用として充当される運転資金と物流センター等の事業拠点の新設や車両の入替のために充当される設備資金があります。なお、当社グループの設備投資計画等の内容については「第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」に記載のとおりです。

また、これらの必要資金の財源については、いずれも原則として内部留保による手元資金の充当及び社債や銀行借入れ等の有利子負債により調達しております。なお、設備資金のための銀行借入については、株式会社三菱UFJ銀行をエージェントとするシンジケートローンや同行とのタームローン契約等を締結しており、当連結会計年度末における契約総額、借入金実行残高、借入金未実行残高は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結貸借対照表関係」及び「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 貸借対照表関係」に記載しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」をご参照下さい。

経営者の問題意識と今後の方針に関して

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照下さい。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、当連結会計年度において620百万円の設備投資を実施しました。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。当該設備投資は主として物流事業において生じたものであり、その主なものは、車両（リース資産含む）487百万円、車両備品25百万円、物流システム45百万円、物流支援ロボット13百万円であります。また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
金沢本社 (石川県金沢市)	全社 (共通)	本社施設 (注)5、6	0	0	- (-)	1	43	44 (-)	48 (-)
東京本社 (東京都千代田区)	全社 (共通)	本社施設 (注)5	12	-	- (-)	-	1	14 (-)	10 (-)
金沢SCMセンター (石川県金沢市)	物流事業	物流センター 施設 (注)6、7、 8	259	1	329 (13,200)	2	0	593	9 (21)
白山第1及び第2セ ンター (石川県白山市)	物流事業	物流センター 施設 (注)7、8	383	0	637 (20,240)	101	0	1,123	96 (60)
白山第3センター (石川県白山市)	物流事業	物流センター 施設 (注)7、8	796	8	268 (9,874)	45	1	1,122	32 (115)
北関東SCMセン ター (群馬県前橋市)	物流事業	物流センター 施設 (注)7、9	1,266	26	318 (17,104)	45	0	1,657	30 (69)

(注)1. 主要な設備として本社及び物流事業関連施設を記載しております。

2. 主要な設備には現在休止中のものはありません。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

4. 帳簿価額のうち「その他」は、主に工具、器具及び備品であり、建設仮勘定の金額を含んでおりません。

5. 金沢本社及び東京本社の従業員数には、同事業所内で勤務する連結子会社の従業員数を含めております。

6. 金沢SCMセンターの土地には、金沢本社の土地を含めて記載しております。

7. 金沢SCMセンター、白山第1及び第2センター、白山第3センター及び北関東SCMセンターの機械装置及び運搬具、リース資産及びその他には、子会社の資産を含めて記載しております。

8. 提出会社から株式会社アクティーへ賃貸している設備であります。このため、従業員数には、株式会社アクティーの人員数を記載しております。

9. 提出会社から株式会社東京アクティーへ賃貸している設備であります。このため、従業員数には、株式会社東京アクティーの人員数を記載しております。

10. 従業員数は就業人員（社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

11. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃料 (百万円)
東京本社 (東京都千代田区)	全社（共通）	本社施設	32

(2) 国内子会社

2020年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
株式会社 横浜 L S P	物流セン ター (神奈川県 藤沢市)	物流事業	物流セン ター施設	-	-	- (-)	46	-	46	50 (75)

- (注) 1. 主要な設備には現在休止中のものはありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数は就業人員(グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃料 (百万円)
株式会社コラビス	東海 S C Mセンター (愛知県江南市)	物流事業	物流センター施設	114
株式会社コラビス	江南センター (愛知県江南市)	物流事業	物流センター施設	73
株式会社コラビス	中京センター小牧流 通部門 (愛知県小牧市)	物流事業	物流センター施設	39
株式会社コラビス	新潟センター新潟 L C 部門 (新潟県見附市)	物流事業	物流センター施設	17
株式会社東京アクティ	ツルハ柏センター (千葉県柏市)	物流事業	物流センター施設	36
株式会社東京アクティ	三郷センター (埼玉県三郷市)	物流事業	物流センター施設	21
株式会社東京アクティ	上尾センター (埼玉県上尾市)	物流事業	物流センター施設	21

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社	石川県金沢市	物流事業	物流センター施設及び物流設備 (株式会社福井アクティー)	1,351	246	借入金及び増資資金	2017年 3月	2021年 10月	(注2)
当社	石川県金沢市	物流事業	車両 (株式会社アクティー)	37	-	増資資金	2021年 5月	2021年 10月	(注2)
当社	石川県金沢市	物流事業	車両 (株式会社福井アクティー)	27	-	増資資金	2021年 7月	2021年 9月	(注2)
当社	石川県金沢市	物流事業	車両 (株式会社コラビス)	69	-	増資資金	2021年 5月	2021年 10月	(注2)
当社	石川県金沢市	物流事業	車両 (株式会社横浜LSP)	31	-	増資資金	2021年 6月	2021年 10月	(注2)
当社	石川県金沢市	物流事業	車両 (株式会社東京アクティー)	27	-	増資資金	2021年 4月	2021年 12月	(注2)
当社	石川県金沢市	物流事業	車両 (各物流会社)	200	-	増資資金	2022年 1月	2022年 12月	(注2)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,675,000	5,675,000	東京証券取引所 (市場第二部)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。なお、 単元株式数は100株 であります。
計	5,675,000	5,675,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2016年12月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役社長 1 当社子会社代表取締役社長 1
新株予約権の数(個)	100(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 250,000(注)1、9
新株予約権の行使時の払込金額(円)	184(注)2、9
新株予約権の行使期間	自 2018年12月28日 至 2026年12月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 184 資本組入額 92(注)3、9
新株予約権の行使の条件	(注)4、5、6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)にかけて変更された事項はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は2,500株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。係る調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の権利行使の制限

新株予約権者が複数の本新株予約権の割当てを受けた場合、当該新株予約権者は、一度の手続きにおいて本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の本新株予約権を分割して行使することはできない。

新株予約権者による本新株予約権の行使は、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（本新株予約権以外に租税特別措置法第29条の2に定める他の特定新株予約権等を権利行使している場合には当該権利行使価額の合計額を含む。）が、年間1,200万円を超えて行うことはできない。

5. 新株予約権の権利行使不能事由

新株予約権者は、以下のいずれかの事由に該当する場合、それぞれに定める時点以降、本新株予約権を行使することができなくなるものとする。

本契約の規定に違反した場合...違反が行われた時点

法令又は社内規程等に違反し、懲戒解雇、諭旨解雇又はそれらと同等の処分を受けた場合...処分を受けた時点

禁錮以上の刑に処せられた場合...刑に処せられた時点

当社の取締役会が自らの合理的裁量により、新株予約権者が当社の社会的信用を著しく失墜させ、もしくは、それに悪影響を及ぼす行為又はこれらの可能性の高い行為を行ったと判断した場合...当社の取締役会が判断をした時点

新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合...審判を受けた時点

新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合...決定を受けた時点

6. 相続人の権利行使

新株予約権の割当てを受けた者に相続が発生した場合は、その相続人が新株予約権を行使できる。

7. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使できる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

上記(注)7に準じて決定する。

9. 2019年6月14日開催の取締役会決議により、2019年7月12日付で普通株式1株につき2,500株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2019年5月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6
新株予約権の数(個)	40(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 100,000(注)1、10
新株予約権の行使時の払込金額(円)	674(注)2、10
新株予約権の行使期間	自 2021年5月16日 至 2029年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 674 資本組入額 337(注)3、10
新株予約権の行使の条件	(注)4、5、6、7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)にかけて変更された事項はありません。

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は2,500株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。係る調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の権利行使の制限

新株予約権者が複数の本新株予約権の割当てを受けた場合、当該新株予約権者は、一度の手続きにおいて本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の本新株予約権を分割して行使することはできない。

新株予約権者による本新株予約権の行使は、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（本新株予約権以外に租税特別措置法第29条の2に定める他の特定新株予約権等を権利行使している場合には当該権利行使価額の合計額を含む。）が、年間1,200万円を超えて行うことはできない。

5. 新株予約権の権利行使の割合

新株予約権者は、権利行使期間内であって、かつ、当社の普通株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他（国内国外を問わず）株式公開市場に上場した日（以下、当該日を「権利行使可能日」という。）から、以下の区分に従い本新株予約権を行使することができる。ただし、本新株予約権の行使期間が残り1年間に満たないものについては、当該区分において本新株予約権の全部を行使することができる。なお、権利行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(1) 本新株予約権の割当数が5個である新株予約権者

権利行使可能日（以下、同日を含む。）から1年を経過する日（同日を含まない。）まで割り当てられた本新株予約権の個数の50%を上限として権利行使できる。
権利行使可能日から1年を経過する日（同日を含む。）以降割り当てられた本新株予約権の個数の100%を権利行使できる。

(2) 本新株予約権の割当数が10個である新株予約権者

権利行使可能日（以下、同日を含む。）から1年を経過する日（同日を含まない。）まで割り当てられた本新株予約権の個数の50%を上限として権利行使できる。
権利行使可能日から1年を経過する日（同日を含む。）から2年を経過する日（同日を含まない。）まで割り当てられた本新株予約権の個数の75%を権利行使できる。
権利行使可能日から2年を経過する日（同日を含む。）以降割り当てられた本新株予約権の個数の100%を権利行使できる。

6. 新株予約権の権利行使不能事由

新株予約権者は、以下のいずれかの事由に該当する場合、それぞれに定める時点以降、本新株予約権を行使することができなくなるものとする。

本契約の規定に違反した場合...違反が行われた時点

当社又は当社社会社の取締役又は従業員の地位を失った場合（ただし、取締役を任期満了により退任した場合又は従業員が定年退職した場合その他当社取締役会の決議をもって正当な理由があると特に認めた場合を除く）...地位を失った時点

法令又は社内規程等に違反し、懲戒解雇、諭旨解雇又はそれらと同等の処分を受けた場合...処分を受けた時点

禁錮以上の刑に処せられた場合...刑に処せられた時点

当社の取締役会が自らの合理的裁量により、新株予約権者が当社の社会的信用を著しく失墜させ、もしくは、それに悪影響を及ぼす行為又はこれらの可能性の高い行為を行ったと判断した場合...当社の取締役会が判断をした時点

新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合...審判を受けた時点

新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合...決定を受けた時点

7. 相続人の権利行使

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使できる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

上記（注）8に準じて決定する。

10. 2019年6月14日開催の取締役会決議により、2019年7月12日付で普通株式1株につき2,500株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万 円)	資本準備金残 高(百万円)
2016年12月22日 (注)1	106	1,706	-	80	48	48
2018年12月31日 (注)2	50	1,756	11	91	11	60
2019年5月28日 (注)2	50	1,806	11	102	11	71
2019年7月12日 (注)3	4,513,194	4,515,000	-	102	-	71
2020年12月14日 (注)4	1,160,000	5,675,000	536	639	536	608

(注)1. 当社を株式交換完全親会社、株式会社ペプロを株式交換完全子会社とする株式交換(交換比率1:1.767)に伴う新株発行による増加であります。

発行価格 461,327円

資本組入額 -円

2. 新株予約権の行使による増加であります。

3. 株式分割(1:2,500)による増加であります。

4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,000円

引受価額 925円

資本組入額 462.50円

払込金総額 1,073百万円

(5) 【所有者別状況】

2020年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	29	39	15	4	2,225	2,315	-
所有株式数 (単元)	-	319	7,625	28,772	877	5	19,144	56,742	800
所有株式数の割 合(%)	-	0.56	13.43	50.70	1.54	0.00	33.73	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社喜多商店	東京都港区港南二丁目5-3	2,835	49.95
喜多甚一	石川県金沢市	490	8.63
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	265	4.67
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	156	2.75
楽天証券株式会社	東京都港区青山二丁目6番21号	112	1.97
喜多和行	石川県かほく市	112	1.97
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	77	1.35
高桑和浩	石川県金沢市	76	1.33
松木正康	石川県白山市	46	0.81
越峯均	石川県野々市市	46	0.81
計	-	4,217	74.31

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,674,200	56,742	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 800	-	-
発行済株式総数	5,675,000	-	-
総株主の議決権	-	56,742	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主還元を経営上の重要な課題と認識しており、業績や事業拡大に向けた資金需要に対応した内部留保の確保を総合的に勘案した上で、上場後は連結配当性向30%を目安として長期的に安定した配当を継続することを基本方針としております。

当社の剰余金の期末配当につきましては株主総会が決定機関であります。当社の配当は年1回の期末配当を行うことを基本方針としておりますが、会社法第454条第5項の規定により、毎年6月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金については、借入金返済等の財務体質の強化に充てるとともに、戦略的な成長投資に充当することにより、企業価値向上に努めてまいります。

この方針に基づき、当事業年度に属する剰余金の配当を以下のとおり実施いたしました。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2021年3月30日 定時株主総会決議	113	20

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「- B E I N G - 存在しつづける」を企業理念に掲げ、「会社をつくる。人間をつくる。社会をつくる。」という経営目的のもと、時代や文明とともに進化するロジスティクス事業を探求し、時代にあわせた社会インフラの提供を通じて、企業、さらには社会システムのイノベーションを起こすような『リアルロジスティクス』の体現を目指してまいります。

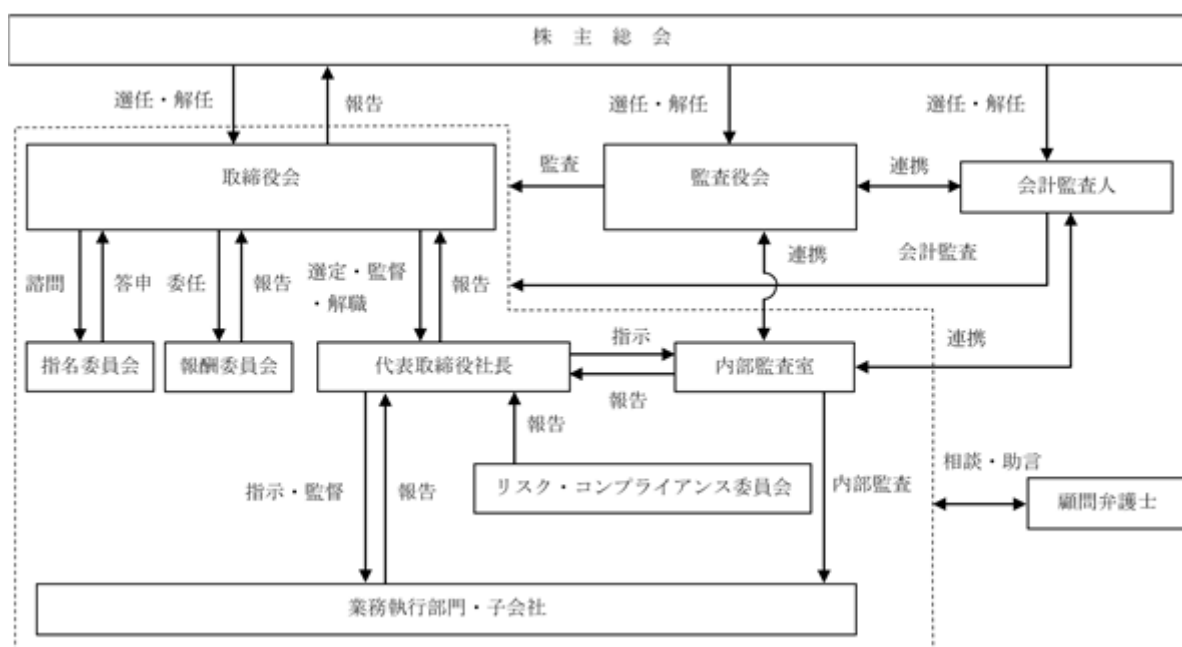
その実現のためには、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーの利益を重視した経営を行うことが当社グループの使命であると考えており、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実・強化を図り、経営の健全性、透明性及び効率性を確保することが経営上の最重要課題であると認識しております。

そこで、当社グループでは、株主総会の充実、取締役会及び監査役会の機能強化、適時適切な情報開示・IR活動の実施、内部管理体制の強化等により、盤石なコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は、取締役会及び監査役会設置会社であります。当社の経営上の意思決定、執行及び監督に関する機関は、以下のとおりであります。



a．取締役及び取締役会

取締役会は、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しており、本書提出日現在、取締役6名（うち社外取締役2名）で構成されております。取締役会は、原則として月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。

（構成員の氏名等）

議長：喜多甚一（代表取締役社長）

構成員：喜多和行（専務取締役）、高桑和浩（常務取締役）、松木正康（取締役）、川本剛生（社外取締役）、長谷川博和（社外取締役）

なお、取締役会には、上記の構成員のほか、原則として監査役3名全員が出席しております。

b. 監査役及び監査役会

監査役は、取締役会その他重要な会議体へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、本書提出日現在、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役会は、原則として月1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報・意見交換、協議を行う等により相互に連携を図っております。

（構成員の氏名等）

議長：山下勇（常勤監査役）

構成員：山本克也（常勤・社外監査役）、柳谷内健一（社外監査役）

c. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、その周知徹底を図っております。

また、コンプライアンス推進のための体制として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

（構成員の氏名等）

委員長：喜多甚一（代表取締役社長）

構成員：松木正康（取締役）、桐原義浩（総務部長）、越峯均（業務部長）、北川秀誠（安全管理課長）、本間孝規（内部監査室長）

なお、リスク・コンプライアンス委員会には、上記の構成員のほか、原則として常勤監査役2名が出席しております。

d. 指名委員会及び報酬委員会

当社は、取締役の選任及び報酬に関する事項の決定に関して客観性と透明性を確保するため、社外取締役を主要な構成員とする任意の委員会として指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

指名委員会は、取締役会からの諮問を受けて取締役候補者について審議し、取締役会に答申しております。また、報酬委員会は、取締役会からの委任を受けて各取締役の報酬を決定しております。

（構成員の氏名等）

委員長：喜多甚一（代表取締役社長）

構成員：川本剛生（社外取締役）、長谷川博和（社外取締役）

e. 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

f. 内部監査室

当社の内部監査は、他から独立した代表取締役社長の直轄部署として内部監査室（内部監査室長及び同室員2名）を設置し、当社グループの業務及び財産の実態を監査し、経営合理化及び能率の増進に資することを目的として実施しております。

□. 当該体制を採用する理由

当社は、取締役6名で構成される取締役会及び監査役3名で構成される監査役会を設置する監査役会設置会社であります。このうち社外取締役を2名、社外監査役を2名選任し、継続的にコーポレート・ガバナンス体制の実効性の確保に取り組むことで当社グループの持続的な成長や健全な経営等に寄与するものと判断し、現在の体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において以下の「内部統制システムの基本方針」について決議し、当社グループの内部統制が有効に機能する体制を整備しております。

当社の基本方針は以下のとおりであります。

a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役会は、法令、定款、株主総会決議並びに取締役会決議等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。

当社は、当社グループの役員及び従業員が健全に職務を遂行するために「リスク・コンプライアンス委員会」の設置及び「リスク・コンプライアンス規程」を制定し周知・徹底する。

当社は、法令違反その他法令上疑義のある行為等を早期に発見し、適切に対応するため、通報者に不利益が及ばない「内部通報制度規程」を制定し、通報窓口を社内及び社外に設置し、当社グループの役員及び従業員等を対象として運用する。

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、当社グループ全体の業務遂行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施する。また、定期的に代表取締役社長及び監査役会にその結果を報告する。

b．取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報等については、法令・社内規程等に基づき適切に保存・管理し、これら閲覧できる体制を構築する。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上の重要な事項は、審議基準に基づいて取締役会その他会議体により、リスクを審議・評価したうえで意思決定を行う。

当社グループは、有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、毎月、取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定並びに当社グループの業務執行の監督を行う。

定例の取締役会は月1回実施し、常に監査役が出席して業務の適正性及び効率性について監査する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適時適切な業務執行を確保する。

e．当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制

当社グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則及びその他の社会規範に照らし、適正に行う。

内部監査室は、当社グループを定期的に監査し、法令等や各種社内規程の周知・徹底及び適正な業務活動が行われているか監査する。また、監査内容に関しては定期的に報告書を作成し、監査報告及び是正状況を代表取締役社長に報告する。

当社の監査役は、当社グループの業務全般の適正性を確保するため、年度計画に基づき監査する。

「関係会社管理規程」に基づきリスク管理状況に係る報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。

子会社の取締役及び監査役の構成について、当社の取締役及び使用者から複数名が就任し、業務執行状況を管理・監督する。

当社は、必要に応じて子会社の社長等を取締役に出席させ、内部監査や内部通報等で判明した問題についての説明・報告を求め、是正の指示をし、その結果の報告を求める。

f．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、取締役会と協議の上、使用人の中から監査業務の補助者を選任することができる。

監査役を補助すべき使用人は、取締役会の指揮命令を受けない。また、監査役はいつでも補助者の変更を請求することができ、取締役は、正当な理由がない限り、その請求を拒否できない。

取締役は、補助者となっている使用人の人事異動・処遇について、監査役の意見を聴取し、尊重する。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人は、業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査役に報告しなければならない。上記事項には、コンプライアンス及びリスクマネジメントに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。

当社グループの取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて必要な情報を提出し、事業や業務の状況を報告するほか、稟議書その他の重要書類を監査役に回覧する。

取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。

監査役は、いつでも内部監査に関する資料の閲覧を請求することができる。また、必要に応じて、内部監査業務に同行することができ、その報告書等の閲覧を請求することができる。この場合、内部監査室は同行・報告を拒むことができない。

h. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎事業年度、一定額の予算を設ける。また、監査役がその職務の執行について費用の前払い等の請求をしたときは、すみやかにこれを処理する。

i. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、必要に応じて、取締役会その他重要な会議に出席することができる。また、代表取締役社長と監査役との定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行える体制を整備する。

監査役は、会計監査人及び内部監査室と適宜意見交換並びに情報交換を行うとともに、適切な距離を維持した上で連携を保ち、調査及び報告を求めることができる。

監査役は、当社の費用負担において、必要に応じて弁護士等の外部専門家から助言等を受けることができる。

j. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、常に適切な会計処理の原則を選択し、規程として定め、当社グループ全役員に徹底し、この原則に基づいて会計処理を実施する。

不正や故意はもとより、不注意や会計基準の不理解などによって発生する虚偽記載は当社グループの財務報告の信頼性を損ない、当社グループに対する信頼を著しく失墜させることになること、並びに万一、そのような事態が発生した場合には、厳正な処分を行うことを当社グループの全役員に周知・徹底する。

k. 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を役員等及び使用人に周知・徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

l. 子会社の業務の適正性を確保するための体制の整備

当社は、「関係会社管理規程」に従い、子会社における業務の適正を確保するとともに、経営管理部長を管理責任者とし、コンプライアンス体制の整備に取り組む。子会社における経営上の重要事項の決定については、当社の事前承認事項とする。また、当社の監査役は、子会社に対して事業の経過概要について報告を求め、当該報告につき、必要に応じて子会社に対してその業務及び財産の状況を調査する。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスク管理に関して取締役会において、リスクの把握、最適なりスク管理体制の立案、推進を図り、全社横断的なリスク管理体制を整備することにより、リスクの低減及びその適切な対応を図っております。

具体的には、現状想定されるリスクを識別し、コンプライアンス遵守に対する取り組みや規程の遵守状況を確認しております。

八．取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、取締役、監査役及び会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）、監査役（監査役であった者を含む。）及び会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

二．社外取締役、社外監査役及び会計監査人との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

ホ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ヘ．取締役の定数

当社の取締役は、8名以内とする旨、定款で定めております。

ト．取締役の選任の決議要件

当社の取締役選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

チ．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

リ．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

ヌ．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の代表取締役社長である喜多甚一は支配株主に該当しております。支配株主との取引等について、取引を行うこと自体に対する合理性（事業上の必要性）及び取引条件の妥当性等を確認の上、「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づく決裁手続きによる承認を必須としております。会社法、金融商品取引法、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、会計基準等に基づき、開示対象となる重要な取引については、社外取締役及び社外監査役も参加する取締役会の承認を得ております。継続中の取引については、管理担当取締役が当該取引を継続する合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性を監視し、取引の適正性に関して留意すべき事項が発現した場合には、取引継続の是非も含め検討・見直しております。また、継続中の取引について、毎月取締役会に報告をしており、毎年度末には監査役が関連当事者取引の合理性、妥当性等についてチェックしております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	喜多 基一	1966年8月31日生	1986年9月 当社設立 代表取締役社長(現任) 1997年3月 有限会社ドライ(2019年5月に株式会社アクティに吸収合併)設立 代表取締役社長 2000年9月 有限会社ブロードライン(現株式会社福井アクティ)設立 代表取締役社長 2002年2月 有限会社コラビス(現株式会社コラビス)設立 代表取締役社長 2005年1月 有限会社コラビス東海(2018年1月に株式会社コラビスに吸収合併)設立 代表取締役社長 2009年5月 株式会社オリエンタルバス(現株式会社オリエンタル) 代表取締役社長 2009年9月 石陸急配協同組合(現北陸物流効率化事業協同組合) 代表理事 2012年3月 株式会社Gappa設立 代表取締役社長 2012年8月 株式会社アクティ設立 代表取締役社長	(注)4	3,325,100 (注)6
専務取締役 営業部管掌	喜多 和行	1972年3月4日生	1990年12月 当社入社 1997年6月 有限会社ベプロ 代表取締役社長 2002年4月 当社 取締役 2012年5月 株式会社A2ロジ 代表取締役社長(現任) 2013年3月 当社 専務取締役 2014年1月 株式会社ドライ(2019年5月に株式会社アクティに吸収合併) 代表取締役社長 2017年3月 北陸物流効率化事業協同組合 代表理事 2017年3月 株式会社Gappa 代表取締役社長 2017年3月 株式会社アクティ 代表取締役社長 2017年7月 当社 専務取締役営業部管掌(現任) 2017年12月 株式会社Gappa 取締役(現任) 2019年5月 株式会社アクティ 取締役(現任)	(注)4	112,000
常務取締役 事業開発部・ 業務部管掌	高桑 和浩	1968年8月19日生	1990年2月 当社入社 2004年7月 当社 取締役 2012年5月 株式会社A2ロジ 取締役(現任) 2012年8月 株式会社アクティ 取締役 2013年3月 当社 常務取締役 2014年12月 株式会社東京アクティ 代表取締役社長 2015年2月 石井運輸株式会社(現株式会社横浜LSP) 取締役(現任) 2016年3月 株式会社Gappa 取締役(現任) 2017年3月 株式会社コラビス 代表取締役社長 2017年3月 株式会社コラビス東海(2018年1月に株式会社コラビスに吸収合併) 代表取締役社長 2018年1月 株式会社東京アクティ 取締役(現任) 2018年4月 株式会社コラビス 取締役(現任) 2018年11月 当社 常務取締役業務部管掌 2020年1月 当社 常務取締役事業開発部・業務部管掌(現任)	(注)4	76,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 総務部・ 経営管理部管掌 経営管理部長	松木 正康	1969年7月18日生	2003年1月 ジェイ・ビー・エイチ株式会社入社 2009年1月 当社入社 2010年5月 当社 経営企画室 部長 2015年2月 当社 経営企画部長 2015年8月 株式会社A2ロジ 取締役(現任) 2017年9月 当社 取締役総務部・経営企画部・経営管理部管掌 経営企画部長 2018年3月 株式会社オリエンタル 取締役(現任) 2018年3月 株式会社田川自動車 取締役(現任) 2018年3月 株式会社Gappa 取締役(現任) 2018年5月 北陸物流事業効率化協同組合 理事(現任) 2020年2月 当社 取締役総務部・経営管理部管掌経営管理部長(現任)	(注)4	46,500
取締役	川本 剛生	1962年2月21日生	1980年4月 社団法人日本自動車販売店協会(現一般社団法人日本自動車販売協会連合会)入社 1986年4月 川本行政書士事務所設立 代表(現任) 1999年1月 有限会社フェイス 代表取締役(現任) 2003年6月 株式会社モーターランド 取締役(現任) 2006年12月 株式会社パル・コミュニケーション(現株式会社ミライト) 取締役(現任) 2018年4月 当社 社外取締役(現任) 2019年4月 石川県行政書士会封印管理委員会 委員長(現任)	(注)4	-
取締役	長谷川 博和	1961年1月25日生	1984年4月 株式会社野村総合研究所入社 企業調査部配属 1993年6月 株式会社ジャフコ 投資調達部課長(出向) 1996年6月 グローバルベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 1996年11月 スカイマークエアラインズ株式会社(現スカイマーク株式会社) 社外取締役 1998年1月 スカイマークエアラインズ株式会社(現スカイマーク株式会社) 社外監査役 2000年11月 グローバルベンチャーコンサルティング株式会社 代表取締役社長 2000年12月 グローバルベンチャーキャピタル運用株式会社 代表取締役社長(現任) 2007年6月 グローバルベンチャーキャピタル株式会社 会長 2012年9月 早稲田大学大学院 経営管理研究科教授(現任) 2016年6月 大井電気株式会社 社外取締役 2018年11月 当社 社外取締役(現任) 2019年12月 株式会社エアウィーヴ 社外監査役(現任) 2021年1月 メドケア株式会社 社外取締役(現任) 2021年3月 インクグロウ株式会社 社外取締役(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	山下 勇	1957年9月24日生	1981年4月 センコー株式会社入社 2004年10月 同社 福井営業所長 2007年3月 当社入社 2015年10月 当社 管理本部安全監理部長 2016年6月 当社 内部監査室長 2018年4月 当社 監査役(現任)	(注)5	22,000
常勤監査役	山本 克也	1957年11月21日生	1980年4月 石川県警察採用 2013年3月 石川県警察 交通部交通機動隊長 2014年3月 同 警備部警備課長 2015年3月 同 警備部参事官兼公安課長 2016年3月 金沢西警察署長 2017年3月 警視正 石川県警警備部長 2018年4月 当社 社外監査役(現任)	(注)5	-
監査役	柳谷内 健一	1951年7月19日生	1970年4月 金沢国税局入局 2006年7月 敦賀税務署 署長 2011年7月 金沢税務署 署長 2012年8月 税理士登録 柳谷内健一税理士事務所設立 所長(現任) 2014年2月 当社 監査役 2018年4月 当社 社外監査役(現任) 2019年6月 北陸税理士会金沢支部副支部長(現任) 2019年10月 株式会社ウイルコホールディングス社外取締役 (監査等委員)(現任)	(注)5	-
計					3,581,600

- (注) 1. 専務取締役喜多和行は、代表取締役社長喜多甚一の実弟であります。
2. 取締役川本剛生及び長谷川博和は、社外取締役であります。
3. 監査役山本克也及び柳谷内健一は、社外監査役であります。
4. 2021年3月30日の定時株主総会の終結の時から、2022年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2019年7月12日の臨時株主総会の終結の時から、2022年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 代表取締役社長喜多甚一の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社喜多商店が保有する株式数も含んでおります。

社外役員の状況

提出日現在、当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役及び社外監査役は、取締役会の監督機能を強化し、又は監査役会の監査機能を強化する継続的な企業価値を高める手段のひとつとして、当社にとって重要な位置づけであります。なお、当社では、社外取締役及び社外監査役の選任にあたって、会社法上の社外性要件及び東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしたうえで、経歴や当社との関係を踏まえて、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

社外取締役川本剛生は、行政書士としての許認可手続きや関連する法規を中心とした豊富な知識及び経験並びに見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しております。当社は同氏が代表を務める川本行政書士事務所との間に軽微な取引がありましたが、現在は解消しております。また、同氏は新株予約権5個（新株予約権の目的となる株式の数12,500株）を保有しておりますが、それ以外に同氏及びその兼務先と当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役長谷川博和は、ベンチャーキャピタルの代表取締役社長及び大学院経営管理研究科の教授としての企業経営に関する豊富な知識及び経験並びに見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しております。同氏は新株予約権5個（新株予約権の目的となる株式の数12,500株）を保有しておりますが、それ以外に同氏及びその兼務先と当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役山本克也は、長年にわたる警察官としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの経験、見識を活かし経営を監視することで、コーポレート・ガバナンス、内部統制の強化に寄与できるものと判断し、社外監査役に選任しております。同氏と当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役柳谷内健一は、税務や会計を中心として税理士としての豊富な知識及び経験並びに見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役に選任しております。同氏及びその兼務先と当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において内部監査、監査役監査及び会計監査の結果等について報告を受けております。また、必要に応じて各監査人と意見交換を行うことで、当社グループの現状と課題を把握し、必要に応じて取締役会で意見を表明しております。

社外監査役と内部監査室及び会計監査人とは、監査計画及び監査の方法に関する説明聴取や監査結果の報告聴取の他、定期的な意見交換等を通じて相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員及び手続

当社の監査役監査は、常勤監査役2名を中心に、他の非常勤監査役1名と適切な業務分担を図ったうえで、取締役会及びその他重要な会議への出席、代表取締役社長及びその他取締役等との意見交換、重要書類の閲覧等を通じて実施しており、取締役の職務執行を不足なく監視できる体制を確保しております。なお、監査役（社外監査役）柳谷内健一は税理士の資格を有しており、税務及び会計に関して相当程度の知見を有しております。

当社の監査役監査の具体的な手続は以下のとおりです。

監査役監査計画の立案

監査役会は、内部統制システムの構築・運用の状況にも留意の上、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたて、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査役監査計画を作成しております。なお、監査役会は、監査役監査計画を作成する際、適宜、内部監査室及び会計監査人と意見交換を行っております。

監査役監査の実施

監査役会の承認のもとに確定した監査役監査計画に沿って、被監査部門等に文書又はメールで通知し、必要書類等の準備を依頼した後に監査を実施しております。ただし、その目的によっては、予告せずに監査に着手する場合があります。

各監査役は、実施した監査方法及び監査結果、並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を記録し、監査調書に残しております。また、各監査役による監査の実施状況は、原則として月1回開催されている監査役会において共有されておりますが、監査の過程における聴取、調査、見聞等の結果、計画外に早急に対処すべき問題点等が発見された場合は、その重要性・緊急性を判断し、必要と認められた時は、臨時監査役会を招集することとしております。

監査役監査の報告

監査役又は監査役会は、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表取締役社長と取締役会に報告しております。また、その期の重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等がある場合には、その経過及び結果を代表取締役社長及び取締役会に報告しております。なお、監査役又は監査役会は必要があると認めた事項については、適宜、助言又は勧告を行うほか、状況に応じて適切な措置を講じることとしております。

各監査役は、監査調書に基づき監査役監査報告を作成し、監査役会に提出しており、監査役会は、各監査役が作成した監査役監査報告に基づき、審議の上、正確かつ明瞭に監査役会監査報告を作成しております。

b. 当事業年度における監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度において、当社では取締役会が18回、株主総会が1回開催され、監査役3名全員がその全てに出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行っております。

また、当社の監査役会では、監査計画の策定、各監査役の職務分担の決定及び監査報告書の作成に関する検討・協議を行うほか、年間を通じて、往査の結果報告と取締役会の議案の確認及び質問事項を定例の議題として開催しております。なお、当社の常勤監査役は、取締役会や株主総会以外の重要な会議への出席や重要書類の閲覧・調査を行い、その結果を監査役会にて報告しております。

当事業年度において、当社は監査役会、臨時監査役会を含めて全14回開催しており、各監査役の出席状況は、以下のとおりです。

役職名	氏名	出席状況
常勤監査役	山下 勇	全14回中14回（100％）
常勤監査役（社外）	山本 克也	全14回中14回（100％）
社外監査役	柳谷内 健一	全14回中14回（100％）

内部監査の状況

当社の内部監査は、他から独立した代表取締役社長の直轄部署として内部監査室（内部監査室長及び同室員2名）を設置し、当社グループの業務及び財産の実態を監査し、経営合理化及び能率の増進に資することを目的として実施しております。内部監査は、当社の全ての部門及び子会社を監査対象とし、年度上期に全社全部門に一回、年度下期に上期の監査評定で課題又は経過措置を残す部門を対象に往査するようにスケジュール化しております。また、内部監査室長は監査役及び会計監査人と連携をとり、定期的に意見交換と情報共有を行い、適切な監査の実施に努めております。

当社の内部監査の具体的な手続きは以下のとおりです。

内部監査計画の立案

内部監査室長は、各事業年度開始に先立って、監査方針、重点監査項目や監査日程等を記載した内部監査計画作成し、代表取締役社長の承認を得ております。なお、内部監査室長は、内部監査計画を作成する際、適宜、監査役及び会計監査人と意見交換を行っております。

内部監査の実施

内部監査室長は、監査の実施にあたり、あらかじめ被監査部門の所属長に内部監査実施通知書によって通知しております。ただし、特別監査等の場合は通知をせずに実施することがあります。

内部監査は、書面監査及び実地監査によって行い、内部監査担当者は、その記録を監査調書に残しております。監査実施後、被監査部門の所属長に対して、監査結果を説明し、意見を聴取しております。

内部監査の報告

内部監査室長は、監査終了後、監査結果の総評、監査の概要や問題点及び改善指摘事項等を記載した内部監査報告書を作成し、代表取締役社長に提出しております。

改善指示

代表取締役社長は、内部監査報告書の内容について重要と認めた事項を改善指示書として、内部監査室を経由して被監査部門及び内部監査室へ通知しております。

改善報告

被監査部門の所属長は、改善指示のあった事項について、その改善状況を内部監査是正計画・実施報告書において代表取締役社長及び内部監査室長へ報告しております。

改善状況の確認

内部監査室長は、内部監査是正計画・実施報告書に記載されている改善状況についてフォローアップ監査により確認することで内部監査の実効性を確保しております。

会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。なお、当社と同監査法人及びその業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間 3年

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 鹿島 高弘

指定有限責任社員 業務執行社員 森部 裕次

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

d. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名

その他 8名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定に際して、監査法人から事前に法人の概要、監査の実施体制、監査報酬の見積額等について書面を入手し、面接を実施したうえで、その監査法人の品質管理体制、独立性、専門性並びに監査報酬等を総合的に勘案して決定する方針であります。

この方針に基づき、当社の連結対象会社を含めた監査能力、監査に係るコスト、監査の継続性などを検討した結果、有限責任 あずさ監査法人を選定しております。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定しております。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することとしております。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告することとしております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人の評価を行っており、同法人による会計監査は、適正に行われていることを確認しております。この評価については、監査法人の独立性の保持や適正な監査を実施しているかを監視及び検証し職務遂行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（2017年10月13日 公益社団法人日本監査役協会）に基づき、総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	28	-	30	1
連結子会社	-	-	-	-
計	28	-	30	1

非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務です。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMGグループ）に属する組織に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	-	-	8
連結子会社	-	-	-	-
計	-	-	-	8

非監査業務の内容は、役員報酬制度の整備に係るアドバイザー業務です。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針につきましては、監査日数、提出会社の規模・業務の特性等の要素を勘案、協議し、監査役会の同意を得た上で決定することとしております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役及び関係部署から資料を入手し、必要な報告を受けて、前連結会計年度における会計監査の実施状況や報酬実績及び当連結会計年度における監査計画の内容や報酬見積りの相当性などを勘案し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の役員の報酬等の額は、「役員報酬規程」に基づき、世間水準及び会社業績や従業員給与とのバランスを考慮して、次の方法により決定しております。

取締役の報酬等の額・・・株主総会で決定した報酬総額の限度内で取締役会から委任された報酬委員会において決定

監査役の報酬等の額・・・株主総会で決定した報酬総額の限度内で監査役会の協議により決定

上記の方針に基づき、2019年3月29日開催の第33期定時株主総会において、取締役の報酬等の額を年額600百万円以内（決議時点の取締役の員数は7名。ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬等の額を年額60百万円以内（決議時点の監査役の員数は3名。）と決議しております。また、当事業年度における個人別の役員の報酬等の額は、取締役については2020年3月27日開催の取締役会、監査役については2020年4月3日開催の監査役会において、それぞれ決定しております。

なお、当社の役員の報酬は全て固定報酬である基本報酬のみであり、業績連動報酬は導入しておりません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	177	177	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	12	12	-	-	1
社外取締役	9	9	-	-	2
社外監査役	12	12	-	-	2
合計	210	210	-	-	9

連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式は運用の対象としておりません。純投資目的以外の目的である投資株式は、取引先等との業務上の関係の維持・強化や取引の円滑化を図り、企業価値向上につなげることを目的として、取引先等の株式を保有しております。

当社の株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である当社については、次のとおりです。

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業戦略や取引先との業務上の関係などを総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に純投資目的以外の目的である投資株式を政策保有株式として保有することとしております。なお、保有する株式については、適宜、当社の取締役会において、銘柄ごとに保有の合理性を検証し、保有継続の要否を決定することとしております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
非上場株式	3	3
非上場株式以外の株式	1	35

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社クスリのアオキホールディングス	4,000	4,000	(保有目的) 取引関係の強化	無
	35	27		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であるため記載しておりません。当社の取締役会において、銘柄ごとに保有の合理性等を検証した結果、保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

ロ．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

株式会社横浜 L S P の株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）の次に大きい会社である株式会社横浜 L S P については、次のとおりです。

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

株式会社横浜 L S P は、事業戦略や取引先との業務上の関係などを総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に純投資目的以外の目的である投資株式を政策保有株式として保有することとしております。なお、保有する株式については、適宜、株式会社横浜 L S P の取締役会において、銘柄ごとに保有の合理性を検証し、保有継続の要否を決定することとしております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	20

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	1	取引先持株会による定期買付により増加しております。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な 保有効果及び株式数 が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社ノジマ	7,223	6,633	(保有目的) 取引関係の強化 (株式数の増加理由) 取引先持株会による 定期買付による 増加	無
	20	15		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であるため記載しておりません。株式会社横浜 L S P の取締役会において、銘柄ごとに保有の合理性等を検証した結果、保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

ロ．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当するため、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時・適切な開示を行うことができる体制を整備するため、専門的な情報を有する各種団体の主催する研修への参加及び専門誌等の購読を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,690	4,423
営業未収入金	1,906	2,354
その他	249	213
貸倒引当金	16	13
流動資産合計	4,830	6,978
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,230,06	1,228,55
機械装置及び運搬具(純額)	1293	1248
土地	22,125	22,125
リース資産(純額)	1603	1858
建設仮勘定	5	18
その他(純額)	141	123
有形固定資産合計	6,076	6,129
無形固定資産	78	58
投資その他の資産	406	434
固定資産合計	6,562	6,623
資産合計	11,392	13,601

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	1,383	1,562
短期借入金	130	150
1年内償還予定の社債	214	214
1年内返済予定の長期借入金	2,313,21	2,313,372
リース債務	236	301
未払費用	662	771
未払法人税等	32	214
その他	679	618
流動負債合計	4,459	5,005
固定負債		
社債	221	27
長期借入金	2,34,171	2,34,135
リース債務	485	684
退職給付に係る負債	63	63
その他	222	192
固定負債合計	4,964	5,083
負債合計	9,424	10,089
純資産の部		
株主資本		
資本金	102	639
資本剰余金	55	592
利益剰余金	1,681	2,106
株主資本合計	1,839	3,338
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	25	38
その他の包括利益累計額合計	25	38
非支配株主持分	102	135
純資産合計	1,967	3,512
負債純資産合計	11,392	13,601

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業収益	16,219	18,390
営業原価	14,588	16,567
営業総利益	1,630	1,822
販売費及び一般管理費	1,109	1,107
営業利益	540	755
営業外収益		
受取利息及び配当金	3	4
受取保険金	7	7
助成金収入	3	24
業務受託収入	9	3
賃貸料	7	18
リサイクル収入	6	6
その他	20	14
営業外収益合計	57	78
営業外費用		
支払利息	40	34
その他	4	2
営業外費用合計	44	37
経常利益	552	795
特別利益		
固定資産売却益	28	212
特別利益合計	8	12
特別損失		
減損損失	-	323
投資有価証券評価損	-	5
その他	-	2
特別損失合計	-	31
税金等調整前当期純利益	561	776
法人税、住民税及び事業税	120	274
法人税等調整額	9	12
法人税等合計	130	261
当期純利益	431	515
非支配株主に帰属する当期純利益	21	44
親会社株主に帰属する当期純利益	409	470

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純利益	431	515
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	13
その他の包括利益合計	10	113
包括利益	432	528
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	410	484
非支配株主に係る包括利益	21	44

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	91	44	1,315	1,450
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	11	11		22
剰余金の配当			43	43
親会社株主に帰属する当期純利益			409	409
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	11	11	365	388
当期末残高	102	55	1,681	1,839

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	24	24	92	1,568
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				22
剰余金の配当				43
親会社株主に帰属する当期純利益				409
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0	10	10
当期変動額合計	0	0	10	399
当期末残高	25	25	102	1,967

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	102	55	1,681	1,839
当期変動額				
新株の発行	536	536		1,073
剰余金の配当			45	45
親会社株主に帰属する当期純利益			470	470
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）				
当期変動額合計	536	536	425	1,498
当期末残高	639	592	2,106	3,338

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差 額金	その他の包括利益累計 額合計		
当期首残高	25	25	102	1,967
当期変動額				
新株の発行				1,073
剰余金の配当				45
親会社株主に帰属する当期純利益				470
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	13	13	32	46
当期変動額合計	13	13	32	1,544
当期末残高	38	38	135	3,512

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	561	776
減価償却費	491	536
減損損失	-	23
のれん償却額	15	15
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	2
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1	0
受取利息及び受取配当金	3	4
支払利息	40	34
固定資産売却損益(は益)	8	9
投資有価証券評価損益(は益)	-	5
売上債権の増減額(は増加)	189	447
仕入債務の増減額(は減少)	259	178
その他	281	98
小計	1,447	1,204
利息及び配当金の受取額	3	4
利息の支払額	40	33
法人税等の支払額	187	101
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,222	1,074
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	13	11
定期預金の払戻による収入	15	18
有形固定資産の取得による支出	251	68
有形固定資産の売却による収入	42	10
無形固定資産の取得による支出	9	12
投資有価証券の取得による支出	2	2
その他	83	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	301	65
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	130	20
長期借入れによる収入	1,530	1,450
長期借入金の返済による支出	2,109	1,434
ファイナンス・リース債務の返済による支出	270	304
社債の償還による支出	14	14
新株予約権の行使による株式の発行による収入	22	-
株式の発行による収入	-	1,073
配当金の支払額	43	45
非支配株主への配当金の支払額	11	11
財務活動によるキャッシュ・フロー	766	732
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	154	1,741
現金及び現金同等物の期首残高	2,383	2,538
現金及び現金同等物の期末残高	1,2538	1,4,279

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 11社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略していません。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の数

該当事項はありません。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
株式会社A 2 ロジ	12月20日 *

* : 連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

ただし、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用していません。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～38年
機械装置及び運搬具 5～17年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を基礎とした額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 借入金

ヘッジ方針

金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用することとしており、投機目的の取引は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジの有効性の判定は省略していません。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出可能な預金及び取得日から3か月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされており

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響について、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、現時点では、当社グループの主要な事業である物流事業に与える影響は限定的であるものの、旅客事業において営業収益の減少等の影響が生じております。その影響は、2021年4月以降緩やかに回復していくものの、感染拡大前の水準までに回復するには相当の期間を要するものと想定しております。旅客事業の固定資産の減損会計の適用に当たっては、上記の仮定を基礎として会計上の見積りを行った結果、当連結会計年度において減損損失を計上しております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
建物及び構築物	1,419百万円	1,644百万円
機械装置及び運搬具	256	382
リース資産	502	709
その他	50	77
計	2,229	2,814

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
建物及び構築物	2,944百万円	2,783百万円
土地	1,675	1,675
計	4,619	4,459

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
社債(1年内償還予定額を含む)	36百万円	21百万円
長期借入金(1年以内返済予定額を含む)	3,688	3,366
計	3,724	3,388

3 財務制限条項

(1) 当社は、株式会社三菱UFJ銀行をエージェントとする既存取引4行によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約に基づく借入実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
契約総額	1,200百万円	1,200百万円
借入実行残高	433	300
借入未実行残高	766	899

上記のシンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

各事業年度の決算期末日における当社単体の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

各事業年度の決算期末日における当社単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前事業年度の決算期の末日又は2012年12月期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%未満としないこと。

、 のいずれかに抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

(2) 当社は、株式会社三菱UFJ銀行とタームアウト型リボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。この契約に基づく借入実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
契約総額	300百万円	300百万円
借入実行残高	37	-
借入未実行残高	262	300

上記のタームアウト型リボルビング・クレジット・ファシリティ契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2015年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における当社の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

2015年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における当社の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2014年12月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

に抵触した場合、貸付人が指定する日までに、当社が保有するいずれかの資産に、貸付人が満足する内容及び様式の担保を設定するものとされております。また、 、 のいずれかに抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
役員報酬	315百万円	295百万円
給料及び手当	202	213
貸倒引当金繰入額	0	2

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
機械装置及び運搬具	8百万円	12百万円

3 減損損失

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失金額
株式会社オリエンタル (石川県金沢市)	旅客自動車運送	建物及び構築物	4百万円
		機械装置及び運搬具	0
		リース資産	18
		有形固定資産「その他」	0
		無形固定資産	0

当社グループは、物流事業については物流センターごとに資産をグルーピングし、それ以外の事業については会社単位でグルーピングしております。

株式会社オリエンタルにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大による旅客事業の業績に及ぼす影響が大きく経営環境の著しい悪化が認められることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(23百万円)として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、リース資産及び車両運搬具については、買取業者による見積価格を基礎として合理的に算定し、また、その他の資産については、売却が見込めないため、全て零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	0百万円	12百万円
組替調整額	-	5
税効果調整前	0	17
税効果額	0	4
その他有価証券評価差額金	0	13
その他の包括利益合計	0	13

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,756	4,513,244	-	4,515,000
合計	1,756	4,513,244	-	4,515,000

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 50株

株式分割による増加 4,513,194株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月29日 定時株主総会	普通株式	43	25,000	2018年12月31日	2019年3月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	45	利益剰余金	10	2019年12月31日	2020年3月27日

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	4,515,000	1,160,000	-	5,675,000
合計	4,515,000	1,160,000	-	5,675,000

（変動事由の概要）

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 1,160,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	45	10	2019年12月31日	2020年3月27日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年3月30日 定時株主総会	普通株式	113	利益剰余金	20	2020年12月31日	2021年3月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金勘定	2,690百万円	4,423百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	152	144
現金及び現金同等物	2,538	4,279

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	256百万円	516百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

主として、物流事業における事業用車両(機械装置及び運搬具)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1年内	171	266
1年超	223	313
合計	394	580

(貸主側)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、短期的な預金等、安全性の高い金融資産に限定して運用し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入等により調達しております。

また、デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップを利用しておりますが、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金商品に係るリスク

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金は2か月以内の支払期日であります。

また、借入金及び社債は主に設備投資資金の調達を目的としたものであります。

営業債務は流動性リスクに、借入金及び社債は流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門並びに総務部が主要な取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、一部については支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化をはかる目的で、金利スワップ取引を実施しております。

ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。なお、一部の借入金には財務制限条項が付されております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち42.40%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（2019年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	2,690	2,690	-
(2) 営業未収入金	1,906		
貸倒引当金(*1)	9		
	1,897	1,897	-
(3) 投資有価証券	61	61	-
資産計	4,649	4,649	-
(1) 営業未払金	1,383	1,383	-
(2) 未払法人税等	32	32	-
(3) 短期借入金	130	130	-
(4) 社債(1年内償還予定額を含む)	36	36	0
(5) 長期借入金(1年内返済予定額を含む)	5,492	5,500	7
負債計	7,075	7,083	7
デリバティブ取引(*2)	(7)	(7)	-

(*1) 対象となる貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

当連結会計年度(2020年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	4,423	4,423	-
(2) 営業未収入金 貸倒引当金(*1)	2,354 12		
	2,341	2,341	-
(3) 投資有価証券	76	76	-
資産計	6,841	6,841	-
(1) 営業未払金	1,562	1,562	-
(2) 未払法人税等	214	214	-
(3) 短期借入金	150	150	-
(4) 社債(1年内償還予定額を含む)	21	21	0
(5) 長期借入金(1年内返済予定額を含む)	5,508	5,510	2
負債計	7,456	7,459	2
デリバティブ取引(*2)	(3)	(3)	-

(*1) 対象となる貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 投資有価証券

期末の市場価格によっております。なお、市場価格のない株式等については記載しておりません。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 営業未払金、(2) 未払法人税等、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
非上場株式	3	3

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,690	-	-	-
営業未収入金	1,906	-	-	-
合計	4,597	-	-	-

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,423	-	-	-
営業未収入金	2,354	-	-	-
合計	6,778	-	-	-

4. 社債及び借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	130	-	-	-	-	-
社債	14	14	7	-	-	-
長期借入金	1,321	1,109	1,119	556	261	1,124
合計	1,465	1,123	1,126	556	261	1,124

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	150	-	-	-	-	-
社債	14	7	-	-	-	-
長期借入金	1,372	1,417	945	601	310	860
合計	1,536	1,425	945	601	310	860

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	55	12	43
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	55	12	43
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	5	9	4
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	5	9	4
合計		61	22	39

当連結会計年度(2020年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	76	19	56
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	76	19	56
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		76	19	56

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(2019年12月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	433	300	7	7

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2020年12月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	300	166	3	3

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(2019年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処 理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	80	70	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2020年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処 理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	70	60	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は退職給付制度を設けておりません。一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型退職給付制度として、退職一時金制度を採用しております。退職一時金制度は、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	65百万円	63百万円
退職給付費用	7	5
退職給付の支払額	9	5
退職給付に係る負債の期末残高	63	63

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	63百万円	63百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	63	63
退職給付に係る負債	63百万円	63百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	63	63

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 7百万円 当連結会計年度 5百万円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2016年ストック・オプション	2019年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社代表取締役社長 1名 当社子会社代表取締役社長 1名	当社取締役 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500,000株(注)	普通株式 125,000株(注)
付与日	2016年12月28日	2019年5月15日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	自 2018年12月28日 至 2026年12月27日	自 2021年5月16日 至 2029年3月29日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2019年7月12日付株式分割(普通株式1株につき2,500株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2016年ストック・オプション	2019年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	250,000	100,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	250,000	100,000

(注) 2019年7月12日付株式分割(普通株式1株につき2,500株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2016年ストック・オプション	2019年ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	184	674
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

(注) 2019年7月12日付株式分割(普通株式1株につき2,500株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値は、時価純資産価額法及び類似会社比較法により算定しております。その結果、単位当たりの本源的価値はゼロとなったため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	416百万円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	- 百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	21百万円	21百万円
減損損失	12	22
繰越欠損金(注)2	232	218
その他	25	57
繰延税金資産小計	291	320
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	232	218
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	54	84
評価性引当額小計(注)1	287	302
繰延税金資産合計	4	17
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	13	18
建物圧縮積立金	12	12
その他	24	26
繰延税金負債合計	50	56
繰延税金負債の純額	46	38

(注)1. 評価性引当額に重要な変動はありません。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年12月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	37	25	169	232
評価性引当額	-	-	-	37	25	169	232
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2020年12月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	34	2	4	176	218
評価性引当額	-	-	34	2	4	176	218
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	0.3
住民税均等割	1.3	1.1
評価性引当額の増減	8.1	2.0
その他	1.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.2	33.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

石川県条例の改正により、2021年2月1日から2023年1月31日までに終了する連結会計年度に限り、県民税の超過税率が0.8%から0.4%に変更されております。これに伴い、翌連結会計年度及び翌々連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から30.4%に変更して計算しております。

この変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社では、石川県金沢市及びその他の地域において保有している物流センター（土地を含む。）等の一部を賃貸しております。なお、当該不動産の一部については、当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
賃貸等不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	392	395
期中増減額	2	5
期末残高	395	390
期末時価	338	329
賃貸等不動産として使用される部分を含む 不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	4,566	4,412
期中増減額	154	151
期末残高	4,412	4,260
期末時価	3,739	3,739

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増減は、取得による増加（7百万円）及び、減価償却による減少（4百万円）であります。当連結会計年度の主な増減は、減価償却による減少（5百万円）であります。賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の期中増減のうち、前連結会計年度の主な増減は、取得による増加（5百万円）及び減価償却による減少（159百万円）であります。当連結会計年度の主な増減は、取得による増加（5百万円）及び、減価償却による減少（157百万円）であります。

3. 期末時価は、路線価、固定資産税評価額等の指標に基づいて自社で算定した金額であります。

また、2019年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は20百万円及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する賃貸損益は 139百万円（いずれも賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業原価に計上）であります。

2020年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は18百万円及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する賃貸損益は 155百万円（いずれも賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業原価に計上）であります。

なお、連結子会社が使用している物流センターが含まれておりますが、当該部分の使用に伴う対価は賃貸収益に含まれておりません。なお、これに係る費用（減価償却費、租税公課等）は賃貸費用に含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「物流事業」及び「その他」（旅客事業（タクシー、バス）、不動産業、システム開発、保険代理業、自動車整備業、燃料販売業等）ごとに、戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、旅客事業（タクシー、バス）、不動産業、システム開発、保険代理店業、自動車整備業、燃料販売業のセグメントの営業収益、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「物流事業」1つであります。

報告セグメントである「物流事業」では、主に物流センターの運営（構内業務・配送業務）及びコンサルティング業務等を行っております。

2. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つのため記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

報告セグメントが1つのため記載を省略しております。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

報告セグメントが1つのため記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
株式会社クスリのアオキ	3,979	物流事業
三菱食品株式会社	3,295	物流事業
株式会社PALTAC	1,719	物流事業

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
株式会社クスリのアオキ	4,457	物流事業
三菱食品株式会社	3,613	物流事業
株式会社PALTAC	1,838	物流事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(単位：百万円)

	物流事業	その他	合計
減損損失	-	23	23

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

報告セグメントが1つのため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び主要株主	喜多甚一	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接19.8 間接62.7	-	社債に対する債務被保証 (注)1	36	-	-
							新株予約権の行使 (注)2	11	-	-
役員の近親者	喜多良枝	-	-	当社従業員	(被所有) 直接2.7	-	新株予約権の行使 (注)2	11	-	-

(注)1. 当社の社債に対する債務保証を受けております。取引金額には被保証債務の当連結会計年度末残高を記載しております。なお、保証料等の支払いは行ってありません。

2. 2016年12月28日に割り当てられた2016年ストック・オプションの権利行使によるものであります。取引金額には当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しております。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	413.05円	595.02円
1株当たり当期純利益	91.76円	103.04円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	102.75円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。

2. 当社は、2019年6月14日開催の当社取締役会の決議に基づき、2019年7月12日付で普通株式1株につき2,500株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	409	470
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益(百万円)	409	470
普通株式の期中平均株式数(株)	4,464,454	4,568,733
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	12,782
(うち、新株予約権(株))	-	(12,782)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の 数140個)。なお、新株予約権の概 要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約 権等の状況」に記載のとおりであ ります。	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
株式会社ピーイングホールディングス	第4回無担保社債	2015年 6月22日	36 (14)	21 (14)	0.46	なし	2022年 6月22日

(注) 1. ()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
14	7	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	130	150	0.53	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,321	1,372	0.56	-
1年以内に返済予定のリース債務	236	301	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,171	4,135	0.52	2022年~2032年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	485	684	-	2022年~2026年
合計	6,344	6,643	-	-

(注) 1. 平均利率については、当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しており、当該リース債務については「平均利率」の計算に含めていません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,417	945	601	310
リース債務	282	199	128	50

【資産除去債務明細表】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(百万円)	-	-	13,479	18,390
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	-	-	470	776
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円)	-	-	295	470
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	-	-	65.43	103.04

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	-	-	37.13	37.60

(注) 当社は、2020年12月15日付で東京証券取引所市場第二部に上場いたしましたので、当連結会計年度の四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	317	1,641
営業未収入金	2,113	2,120
関係会社短期貸付金	62	78
その他	2,164	2,200
貸倒引当金	6	25
流動資産合計	651	2,015
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,285	1,278
構築物	1,115	1,104
機械及び装置	44	36
土地	1,210	1,210
建設仮勘定	5	18
その他	21	11
有形固定資産合計	5,147	4,983
無形固定資産	61	45
投資その他の資産		
投資有価証券	30	39
関係会社株式	315	315
関係会社長期貸付金	473	534
その他	2,371	2,466
貸倒引当金	302	349
投資その他の資産合計	888	1,006
固定資産合計	6,096	6,036
資産合計	6,747	8,051

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	6	11
短期借入金	2 170	150
1年内返済予定の長期借入金	1, 3 1,255	1, 3 1,315
1年内償還予定の社債	1 14	1 14
未払金	2 109	2 88
未払費用	48	48
未払法人税等	4	35
その他	94	87
流動負債合計	1,703	1,752
固定負債		
社債	1 21	1 7
長期借入金	1, 3 4,002	1, 3 3,923
繰延税金負債	34	36
関係会社事業損失引当金	233	85
その他	79	182
固定負債合計	4,372	4,236
負債合計	6,075	5,988
純資産の部		
株主資本		
資本金	102	639
資本剰余金		
資本準備金	71	608
資本剰余金合計	71	608
利益剰余金		
その他利益剰余金		
土地圧縮積立金	9	9
建物圧縮積立金	28	26
繰越利益剰余金	442	756
利益剰余金合計	480	792
株主資本合計	654	2,040
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	17	23
評価・換算差額等合計	17	23
純資産合計	672	2,063
負債純資産合計	6,747	8,051

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業収益	1,402	1,490
営業原価	1,270	270
営業総利益	1,131	1,219
販売費及び一般管理費	1,286	1,290
営業利益	262	318
営業外収益		
受取利息	12	12
貸倒引当金戻入額	207	146
関係会社事業損失引当金戻入額	18	147
その他	71	57
営業外収益合計	310	364
営業外費用		
支払利息	138	133
関係会社事業損失引当金繰入額	221	-
貸倒引当金繰入額	-	210
その他	21	21
営業外費用合計	281	264
経常利益	291	417
税引前当期純利益	291	417
法人税、住民税及び事業税	44	61
法人税等調整額	5	1
法人税等合計	50	60
当期純利益	240	357

【営業原価明細書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
営業原価				
減価償却費	173	63.9	168	62.0
租税公課	48	17.9	53	19.9
その他	48	18.0	48	18.0
営業原価合計	270	100.0	270	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金				
				土地圧縮積立金	建物圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	91	60	60	8	27	246	283	435
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	11	11	11					22
剰余金の配当						43	43	43
当期純利益						240	240	240
圧縮積立金の積立				0	1	2	-	-
圧縮積立金の取崩					1	1	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	11	11	11	0	0	195	196	219
当期末残高	102	71	71	9	28	442	480	654

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	16	16	451
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			22
剰余金の配当			43
当期純利益			240
圧縮積立金の積立			-
圧縮積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	220
当期末残高	17	17	672

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金				
				土地圧縮積立金	建物圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	102	71	71	9	28	442	480	654
当期変動額								
新株の発行	536	536	536					1,073
剰余金の配当						45	45	45
当期純利益						357	357	357
圧縮積立金の取崩					1	1	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	536	536	536	-	1	313	312	1,385
当期末残高	639	608	608	9	26	756	792	2,040

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	17	17	672
当期変動額			
新株の発行			1,073
剰余金の配当			45
当期純利益			357
圧縮積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5	5	5
当期変動額合計	5	5	1,391
当期末残高	23	23	2,063

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15～38年
構築物	10～15年
機械及び装置	12～17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う債務保証の履行等の損失に備えるため、当該関係会社の財政状態を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用することとしており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 担保に共している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
建物	2,836百万円	2,685百万円
構築物	107	97
土地	1,675	1,675
計	4,619	4,459

担保に係る債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
社債(1年内償還予定額を含む)	36百万円	21百万円
長期借入金(1年以内返済予定額を含む)	3,688	3,366
計	3,724	3,388

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
短期金銭債権	189百万円	249百万円
長期金銭債権	180	250
短期金銭債務	183	18

3 財務制限条項

- (1) 当社は、株式会社三菱UFJ銀行をエージェントとする既存取引行4行によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約に基づく借入実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
契約総額	1,200百万円	1,200百万円
借入実行残高	433	300
借入未実行残高	766	899

上記のシンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

各事業年度の決算期末日における当社単体の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

各事業年度の決算期末日における当社単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前事業年度の決算期の末日又は2012年12月期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%未満としないこと。

、 のいずれかに抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

- (2) 当社は、株式会社三菱UFJ銀行とタームアウト型リボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。この契約に基づく借入実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
契約総額	300百万円	300百万円
借入実行残高	37	-
借入未実行残高	262	300

上記のタームアウト型リボルビング・クレジット・ファシリティ契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2015年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における当社の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

2015年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における当社の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2014年12月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

に抵触した場合、貸付人が指定する日までに、当社が保有するいずれかの資産に、貸付人が満足する内容及び様式の担保を設定するものとされております。また、 、 のいずれかに抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

4 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
株式会社横浜LSP	130百万円	105百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	1,334百万円	1,423百万円
営業原価	2	-
販売費及び一般管理費	113	33
営業取引以外の取引高	30	30

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。なお、販売費はありません。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
役員報酬	223百万円	210百万円
給料及び手当	173	177
外注人件費	84	97
貸倒引当金繰入額	1	2

(有価証券関係)

前事業年度(2019年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は315百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は315百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	94百万円	114百万円
関係会社事業損失引当金	71	26
関係会社株式評価損	52	52
その他	8	7
繰延税金資産小計	225	200
評価性引当額	223	198
繰延税金資産合計	2	1
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	7	10
建物圧縮積立金	12	12
グループ法人税制に基づく資産譲渡益	11	11
その他	5	4
繰延税金負債合計	36	37
繰延税金負債の純額	34	36

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	17.2	12.0
住民税均等割	0.2	0.5
評価性引当額の増減	9.8	6.0
留保金課税	3.0	0.9
税率変更による影響	9.4	0.0
その他	0.0	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.3	14.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

石川県条例の改正により、2021年2月1日から2023年1月31日までに終了する事業年度に限り、県民税の超過税率が0.8%から0.4%に変更されております。これに伴い、翌事業年度及び翌々事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から30.4%に変更して計算しております。

この変更による影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	2,855	4	-	152	2,708	1,384
	構築物	115	0	-	11	104	164
	機械及び装置	44	-	-	7	36	73
	土地	2,105	-	-	-	2,105	-
	建設仮勘定	5	12	-	-	18	-
	その他	21	1	0	11	11	45
	計	5,147	19	0	182	4,983	1,666
無形固定資産		61	1	-	17	45	46

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建設仮勘定 福井新センター 12百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	309	212	146	375
関係会社事業損失引当金	233	-	147	85

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://being-group.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

2020年11月10日北陸財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

2020年11月26日及び2020年12月4日北陸財務局長に提出。

2020年11月10日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 臨時報告書

2020年12月15日北陸財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月30日

株式会社ビーイングホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鹿島 高弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森部 裕次

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビーイングホールディングスの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビーイングホールディングス及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月30日

株式会社ビーイングホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鹿島 高弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森部 裕次
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビーイングホールディングスの2020年1月1日から2020年12月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビーイングホールディングスの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。